

岩倉市自治基本条例及び市民参加条例に関する
検証結果報告書

令和3年8月

岩倉市自治基本条例審議会

目 次

- 1 はじめに 1
- 2 岩倉市自治基本条例推進状況 2～28
 - (1) 岩倉市自治基本条例推進状況の検証の方法 3
 - (2) 岩倉市自治基本条例推進状況の概要 3
 - (3) 岩倉市自治基本条例推進状況 4～28
- 3 岩倉市市民参加条例推進状況 29～51
 - (1) 岩倉市市民参加条例推進状況の検証の方法 30
 - (2) 岩倉市市民参加条例推進状況の概要 30
 - (3) 岩倉市市民参加条例推進状況 31～51
- 4 岩倉市自治基本条例審議会に関する資料 52～54
 - (1) 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例 52
 - (2) 岩倉市自治基本条例審議会委員名簿 54
 - (3) 岩倉市自治基本条例審議会開催概要 (日程・内容) 54

1 はじめに

岩倉市では、自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の役割や責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的に、平成 25 年 4 月 1 日に岩倉市自治基本条例を施行しました。

この条例は、岩倉市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、自治を推進するに当たっては、この条例を遵守するものとされています。そして、その実効性を確保するために、第 25 条において市長の附属機関として、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置き、この条例を検証することとしています。また、第 10 条において、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するために多様な参加の機会と、参加しやすい環境の整備に努めるものとし、岩倉市が平成 28 年 4 月に施行した岩倉市市民参加条例においても第 25 条において、その推進について、審議会で検証することとしています。

平成 25 年 4 月に審議会が設置されてから 9 年目となる今年度は、全 4 回の会議を開催しました。自治基本条例の施行から令和 2 年度末までの主な取組、成果・到達点、今後の課題等を示した上で、各条文の主旨に基づく推進状況の確認と岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているか、また、条例が現在の情勢にあっているかといった条例の見直しについての検証等を行いました。市民参加条例については、各条文の規定の内容に基づいて、それぞれの規定に関わる事業の実施状況や公表状況、支援の実績などについて検証しました。

来年度は、自治基本条例施行から 10 年目となることから見直しについての検討を本格化するとともに、これらの条例について職員及び市民に理解を深め、未だ策定されていない条例が成就いたしますことを祈っております。

審議会の議論やこの報告が、その一助となり、この条例により市民、議会及び執行機関の協働がより推進され、岩倉市のまちづくりの発展につながることを願います。

岩倉市自治基本条例

（実効性の確保）

第 25 条 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを検証し、その結果を公表するとともに、協働によりその改善に努めるものとします。

2 市長は、この条例が社会情勢又は岩倉市の状況に適しているかどうかを、5 年を超えない期間ごとに協働により検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。

3 市長は、市長の附属機関として、この条例を検証し、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について審議するため、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

岩倉市市民参加条例

（審議会による検証）

第 25 条 この条例に基づく市民参加及び協働の推進についての検証は、自治基本条例第 25 条第 3 項に基づき設置される審議会により行うものとします。

岩倉市自治基本条例推進状況

(平成 25 年 4 月～令和 3 年 3 月)

2 岩倉市自治基本条例推進状況

(1) 岩倉市自治基本条例推進状況の検証の方法

自治基本条例の検証については、関係する各部署から提出された条例の推進のため資料を用いて、自治基本条例の施行から令和2年度末までの主な取組、成果・到達点、今後の課題等を示した上で、各条文の主旨に基づく推進状況の確認と岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているか、また、条例が現在の情勢にあっているかといった条例の見直しについての検証等を行いました。

(2) 岩倉市自治基本条例推進状況の概要

岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

【条例の各規定に基づく事項の推進状況】

整理番号	該当条文	審議する内容	主管課
(1) -ア	第10条	議会及び執行機関における市民参加及び協働に対する取組状況	秘書企画課
(1) -イ	第11条	市民自治活動の自主性及び自立性の尊重と活動支援	協働安全課
(1) -ウ	第12条	住民投票に関する条例	協働安全課
(1) -エ	第14条	執行機関の組織・実効性のある職員研修・適正な人事評価	秘書企画課
(1) -オ	第19条	法体系の整備・条例の制定・改廃の際の趣旨の公表	行政課
(1) -カ	第20条	法令等の遵守及び公益的通報	行政課
(1) -キ	第21条	財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用・財政に関する計画の公表・財政状況の公表	行政課
(1) -ク	第22条	行政評価の実施と結果の公表	秘書企画課
(1) -ケ	第23条	危機管理及び災害等緊急時のための必要な計画の策定	協働安全課
(1) -コ	第24条	地域資源の継承	環境保全課 商工農政課 生涯学習課

(3) 岩倉市自治基本条例推進状況

4ページ以降に掲載します。

岩倉市自治基本条例審議会のための資料
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ア (主管課：秘書企画課・協働安全課)

【条例の規定】 第10条
<p>(市民参加と協働)</p> <p>第10条 議会及び執行機関は、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するため、政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程において多様な参加の機会を設けるとともに、参加しやすい環境の整備に努めるものとします。</p> <p>2 議会及び執行機関は、市民参加により得られた提案又は意見を市政及びまちづくりに反映させるよう努めるものとします。</p> <p>3 市民、議会及び執行機関は、市政及びまちづくりに当たり、互いの役割と責務の下に、対等な立場で連携し、協力するとともに、協働のための環境づくりに努めるものとします。</p> <p>4 前各項に定めるもののほか、市民参加と協働に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>
【これまでの主な取組】
<p><第2項></p> <p>●広聴活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の声・私の提案、タウンミーティング、市政モニター会議、いどばた広聴、まちづくり出前講座、各行政区意見交換会、各小学校区意見交換会等を随時実施（別途資料作成） <p>●市民参加の手續の予定、実施状況の公表</p> <p>●市民討議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用実績 平成29年度 1件（旧学校給食センターの跡地利用を考える） 平成30年度 1件（第5次総合計画策定に関する市民討議会） <p>●政策提案制度（平成28年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策提案検討委員会の設置・開催、検討結果の通知 ・「政策提案制度の手引き」をホームページに掲載 ・運用実績 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度 1件（市の文化施設の予約開始日を6か月前からにする [一部採択]） 平成29年度 1件（お祭り広場の地盤の改善 [趣旨採択]） 令和元年度 1件（新音楽のあるまちづくり「響き合う さくら音楽ウィーク」 [不採択]） 令和2年度 1件（桜のまち岩倉プロジェクト ～市民の花として「さくら」を～ [採択]） <p>●市民委員登録制度（平成28年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用実績：累計登録者209人、委員に登用した者24人、登用した審議会等15（令和2年度末時点） <p>●職員向けの協働研修（平成29年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用実績：講師 小林 慶太郎氏（四日市大学副学長） <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度 103人「市民参加と協働のまちづくり」全職員対象 平成29年度 83人「市民参加と協働のまちづくり」全職員対象（前年度未受講者） 平成30年度 44人「市民とともに創る新しい時代の総合計画」主査級以下対象 令和元年度 28人「市民との協働とまちづくり」課長及びグループ長対象 令和2年度 16人「協働するってばよ！（事例紹介 tebayo（市職員等）」10年未満職員対象

<ul style="list-style-type: none"> ・他に新入職員研修、2市3町協働職員研修を実施 ●LINE アンケートの実施（令和2年度） <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策事業の一環として、ワクチン接種への意識調査、実施した対策事業についての評価や支援対象者についてアンケートを実施。約2,000人へ送信し、約300人からの回答があった。（回答率15%弱） <p><第4項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●岩倉市市民参加条例の制定（平成28年4月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市市民参加条例検討委員会を設置し、検討（計14回の委員会で検討し条例案を取りまとめ） ・職員説明会（H28全職員対象）、新規採用職員研修（自治基本条例・市民参加と協働）を実施
<p>【審議会での主な意見】</p> <p><第2項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広聴の機会を設けるだけでなく、市政に反映されたかどうかを提示するべきである。 ・政策提案制度が活用される時は提案の最初と結果を伝えるときには直接提案者と話をする機会をもつべきである。 <p><第4項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員へ周知を徹底し、全体がしっかり理解しなければならない。 ・公共施設再配置計画は複数の市民参加手続を用いて策定するとのことであり、市民参加条例の成果。
<p>【これまでの成果・到達点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の市民参加手続を経た政策形成や評価が定着した。 ・市民参加手続の予定や結果が公表され、市民が参加機会の情報を受けられるようになった。 ・市民討議会により、普段市政に参加する機会がなかった市民に参加の機会が提供された。 ・政策提案制度により、市民発意の提案がされ政策に活用された。 ・市民委員登録制度により、市民参加に興味を持つ市民の掘り起こしができ、実際に委員として市政に参加する機会に繋がった。 ・協働研修が定着し、職員の協働への理解を深めることができた。 ・LINE アンケートについて、回答率は高いとは言えないものの、実施までのスピード感、費用や事務量を考えると今後も有効な手段と考えられる。アンケート結果を参考に迅速な施策展開ができた。
<p>【今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民討議会や市民説明会など直接市民の声を聴く手続を多くの課が活用できるようにする。 ・市民参加がどのように市政に反映されたかを分かりやすく示していく必要がある。 ・条例や協働の必要性について、市民及び職員に周知啓発を図っていく必要がある。
<p>【今後の取組の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市民参加手続を適正に実施していく。 ・より多くの市民が参加するため、条例や制度の周知を図る。
<p>【条文の見直し】 必要 ・ <input type="checkbox"/> 不要 ※「必要」の場合、担当課意見を記載してください。</p>
<p>【令和3年度審議会が出た意見・論点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策提案制度の実績で令和2年度の提案が採択されたことは良いこと。

- ・市民討議会は制度として大変良い。
- ・市民討議会の適・不適を判別できるようなチェックリストを作成し、市民参加手続きの選択肢を増やせるようにしてはどうか。
- ・夢さくら公園の芝生の管理について、管理する責任という部分も含めて市民参加ができると良い。

【令和3年度審議会の意見まとめ】

- ・全体として制度の活用がされつつあるのは良いこと。
- ・どうしたら一層、企業との連携が進むか考える必要がある。
- ・条例本文を変更する必要はないと考える。

岩倉市自治基本条例審議会のための資料
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - イ (主管課：協働安全課)

【条例の規定】 第11条
(市民自治活動) 第11条 市民は、それぞれの地域における地域団体による活動を通じて、市民自治活動の推進に努めるものとしします。 2 市民は、市民活動団体による活動を通じ、それぞれの役割の下で、自らできることを考え、行動し、市民自治活動の推進に努めるものとしします。 3 市民は、自治の担い手であることを自覚するとともに、地域団体及び市民活動団体の役割を認識し、これらを守り育てることに努めるものとしします。 4 市民と議会及び執行機関は、市民が第1項及び第2項の活動を通じて地域課題を解決しようとする場合には、互いに補完し合うものとしします。 5 地域団体及び市民活動団体は、市民自治活動を推進するために、団体相互の連携及び協働に努めるものとしします。 6 議会及び執行機関は、市民自治活動の自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するものとしします。
【これまでの主な取組】
●地域の活動の支援 (行政区、子ども会、老人クラブ、婦人会、地区社会福祉協議会支会に助成金等交付) ●市民活動の支援 ・ 中間支援組織（岩倉市市民活動支援センター）の設置 ・ 情報支援（広報紙特集ページ、市役所1階市民活動紹介コーナー） ・ 財政支援（市民活動助成金） ・ 岩倉市市民活動支援センターによる支援（情報誌「かわらばん（毎月発行・令和3年1月号にて100号達成）」等の情報支援、「市民活動い～輪会議」等の交流支援）
【審議会での主な意見】
・ 地域のつながりのきっかけとして、次世代育成の意味も含めて小学校単位でコミュニティを利用するのは良い方法だと思う。1年で区長が交代するのでは地域が良い方向に向かうのも難しいので、小学校区単位を行政区として考えていく時代になってきているのではないかと思う。 ・ 地域運営組織についてはもう少し具体化していく必要がある。
【これまでの成果・到達点】
●地域の活動の支援 ・ 地域団体に対して助成金が交付されている。各担当課は団体の後方支援を随時行っている。 ●市民活動の支援 ・ 市民活動に対する積極的な支援として、拠点となる市民活動支援センターを設置している。市民活動支援センターの認知度とスタッフの支援能力の向上により、市民向け研修会、相談、情報提供などの支援が図られている。 ・ 公益的な活動を実施もしくは新たに活動を始める市民団体に対して、市民活動助成金による財政支援が行われている。市民活動支援センターによる伴走支援が行われるようになっている。

【今後の課題】
<p>●地域の活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体の活動が、高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響により縮小している。 ・区役員等のなり手不足を相談されており、広域的な活動や地域担当者制度などの支援策の検討が必要である。 <p>●市民活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績のある市民団体であっても高齢化等により活動を終える団体も出てきている。 ・市民活動に生きがいややりがいを見出したうえで、公益的な要素を意識してもらえるような働きかけが必要である。
【今後の取組の方向性】
<ul style="list-style-type: none"> ・協働の担い手として、行政と地域団体、市民活動団体が、地域課題を共有し、解決に向けて連携した取組を行っていく。 ・担い手不足に対しての支援を検討していく。
【条文の見直し】 必要 ・ <input type="checkbox"/> 不要 ※「必要」の場合、担当課意見を記載してください。
【令和3年度審議会で出た意見・論点】
<ul style="list-style-type: none"> ・役員のなり手が見つからない。区の運営の継続性が危ぶまれている。 ・イベントを行う際の保険についてもネックがある。 ・コロナ禍での対応について、リアルに対応することが重要と考えてしまう。 ・市が保険への支援を行うことや市が包括的に保険に入るのも良いと思う。 ・PTAなど若い世代とのつながりを考えるとウェブ上でのやり取りも効果的と考えるが、年齢差が出てしまう部分はある。
【令和3年度審議会の意見まとめ】
<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化社会に合わせ、行事の見直しをする必要はあるかもしれない。行事を誰のためにどういった目的で行っているのか、考え直す必要がある。 ・条例本文を変更する必要はないと考える。

岩倉市自治基本条例審議会のための資料
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ウ (主管課：協働安全課)

【条例の規定】 第12条
(住民投票) 第12条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができます。 2 住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票の資格要件その他の住民投票の実施に必要な事項については、別に条例で定めるものとします。 3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
【これまでの主な取組】
●住民投票条例（未制定） ・岩倉市市民参加条例検討委員会を設置し、検討（計14回の委員会で検討し条例案を取りまとめ） ・市民参加と住民投票の条例案を分割し、市民参加のみ条例化
【審議会での主な意見】
・審議会としては、常設型の住民投票条例が必要だと考えており、それが進んでいないことは遺憾。 ・住民投票条例の制定に向けて動きがあることを期待したい。
【これまでの成果・到達点】
・特になし。
【今後の課題】
・市民参加条例検討委員会に諮問し、条例案を作成したものであるため、議会に議案を提出する必要がある。
【今後の取組の方向性】
・条例制定に向け、議会と調整を図っていく必要がある。
【条文の見直し】 必要 ・ <input type="checkbox"/> 不要 ※「必要」の場合、担当課意見を記載してください。
【令和3年度審議会が出た意見・論点】
・条文の見直しを「不要」としているので応援していきたい。
【令和3年度審議会の意見まとめ】
・住民投票制度は市民参加手続として必要と考える。 ・条例本文を変更する必要はないと考える。

岩倉市自治基本条例審議会のための資料
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - エ (主管課：秘書企画課)

【条例の規定】 第14条
(執行機関の組織) 第14条 執行機関は、社会情勢の変化などに対応するため、その組織を柔軟に改めるものとします。 2 執行機関の組織は、分かりやすく、機能的かつ効率的でなければなりません。 3 執行機関は、行政サービスが低下しないよう留意するとともに、最少の人員で最大の効果が得られるよう、計画的かつ適正な定員管理に努めなければなりません。 4 執行機関は、実効性のある職員研修及び適正な人事評価により、職員の能力と意欲を高め、より質の高い職員の育成に努めなければなりません。
【これまでの主な取組】
<第1項> ●組織・機構の見直し ・平成27年4月(健康福祉部、教育子ども未来部の創設と課・グループの見直し) ・平成31年4月(協働安全課の創設とグループの見直し) ・令和2年4月(市民部の廃止とグループの見直し) ●兼務辞令の発令 ・平成27年度 まちづくり政策推進担当(7人) ・令和元年度 市制50周年推進担当(1人) ・令和2年度 新型コロナウイルスワクチン接種推進担当(10人) ●プロジェクトチーム(PT)の活用 ・平成29・30年度 市長マニフェスト等推進プロジェクト ・平成30年度～令和2年度 第5次岩倉市総合計画策定に係る若手職員PT ・令和2年度～ 岩倉市制50周年記念事業「ギネスに挑戦」に係る若手職員PT ・令和2年度～ 岩倉市制50周年記念事業「いわくら名産品開発」事業に係る若手職員PT
<第3項> ●採用計画(定員に関する基本方針)の策定(毎年度) ●会計年度任用職員制度導入に伴う条例及び規則等の整備(令和元年度) ●定員管理計画(計画期間：令和元年度～令和5年度)の策定
<第4項> ●人材育成基本方針の制定(平成26年10月) ●人事評価制度の実施(業績評価、能力評価、評価者・被評価者研修) ●研修(市職員研修計画に基づく研修の実施、研修実績等の検証) ●研修委員会の開催
【審議会での主な意見】
<第1項> ・横断的に取り組むことは大事。 ・組織・機構の見直しについては、行政運営面だけでなく、市民サービス向上の観点からも市民にわかりやすいものとしてもらいたい。

<ul style="list-style-type: none"> ・組織・機構については柔軟に見直すこと、また、その効果を検証することに留意してもらいたい。 <p><第3項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「最少の人員」という文言については次の条例改正の時には見直しが必要。 ・RPAを積極的に導入するとともに、官と民との役割分担を見直すくらいのところまで検討しなければいけない。 <p><第4項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価者と被評価者の目線を揃えるための研修を実施していることについても、組織全体の目標共有及び平等な評価という観点から良いことだと言える。 ・難しい課題ではあるが、質の高い職員像を明確にした方が良い。 ・公務員に法務能力や法制執務能力は必須であるが、そのみに縛られてはいけない。地域は法律だけで回せるものではない。
<p>【これまでの成果・到達点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化や新たな行政課題に対し、組織・機構の見直し、兼務辞令の発令、プロジェクトチームを活用するなど横断的かつ柔軟な対応により、市民サービス向上が図られている。 ・計画的な職員採用や定員管理が行われ、再任用職員及び会計年度職員の任用が活用されている。 ・人事評価制度や職員研修により、人材育成基本方針に掲げる職員像に向けて、職員の育成が推進されている。
<p>【今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の組織の状況を調査するとともに、社会情勢の変化や新たな行政課題に対応する組織づくりを進める必要がある。 ・職員の定年が令和5年度末の退職予定者から段階的に延長される見込みであることから、その役職や配置についての検討を行う必要がある。 ・岩倉市人材育成基本方針については、これまでの取り組みや社会情勢の変化を踏まえ見直しを検討する必要がある。
<p>【今後の取組の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き組織・機構の見直しによる効果を検証し、よりよい組織・機構となるよう検討を行っていく。
<p>【条文の見直し】 <input checked="" type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 ※「必要」の場合、担当課意見を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3項中「最少の人員」という文言について、審議会の意見を踏まえ、次の条例改正の時には適切な言葉に見直しが必要と考える。
<p>【令和3年度審議会が出た意見・論点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「最少」「最大」の対比表現にこだわる必要はないと考える。 ・民間企業では、管理職を目指したい人が減っているように感じる。 ・離職率などの指標があると良い。
<p>【令和3年度審議会の意見まとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人」に対する表現として、費用対効果を示さなくてもよい。 ・「最少の人員」という文言については次の条例改正の時には見直しが必要。

岩倉市自治基本条例審議会のための資料
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - 才 (主管課：行政課)

【条例の規定】 第 19 条

(法体系の構築等)

第 19 条 議会及び執行機関は、この条例を最高規範とした、その他の条例、規則及び規程（以下「条例等」といいます。）による法体系を構築しなければなりません。

2 市長は、次に定める条例について、制定又は改廃しようとするときは、その趣旨を公表するよう努めなければなりません。

- (1) 基本的な制度を定める条例
- (2) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例
- (3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例

【これまでの主な取組】

<第 1 項>

●例規集

- ・平成 26 年度 各課で所管している要綱等の一覧作成
- ・平成 29 年度 検索性向上として、条例等ごとに所管部署を登録し検索できるようシステムを改修
- ・平成 30 年度 例規集の分類・目次の見直しを実施
- ・平成 30 年度 例規審査事前チェックリストを作成・運用開始（第 19 条第 2 項各号に該当するかのチェックを含む）

<第 2 項>

●岩倉市市民参加条例の制定（平成 28 年 4 月施行）

●市民参加手続の予定、実施状況の公表（毎年度）

●条例制定に伴うパブリックコメントの実施

- ・岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例（平成 29 年 9 月～10 月実施）
- ・岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例（令和元年 10 月～11 月実施）
- ・岩倉市健幸づくり条例（令和元年 11 月～12 月実施）
- ・岩倉市路上喫煙の規制に関する条例（令和 3 年 1 月～2 月実施）

【審議会での主な意見】

<第 1 項>

- ・自治基本条例に反した条例がないかを検証するために例規集を見直すことは有効。
- ・要綱を市民に公開していくことは重要なので進めていってもらいたい。

<第 2 項>

- ・条例案を単にパブリックコメントを出すだけでなく、積極的に意見を募集する工夫が必要。
- ・お年寄りやインターネットを利用しない人でもパブリックコメントがしやすいような配慮に検討してもらいたい。

<p>【これまでの成果・到達点】</p> <p><第1項></p> <ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例の理念に基づいた法体系の構築を目指すため、平成30年度に例規集の分類・目次を見直した。 <p><第2項></p> <ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例施行後、4件の条例の制定にあたりパブリックコメントを行い、市民から意見をいただいた。
<p>【今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例、規則、規程、要綱等を政策の実現にあたっての手段とするために、それぞれを体系的に整理する必要がある。 要綱等は、担当課で管理しており、公開している・公開していないは、担当課でバラツキがあることから公開に向けて課題を整理する必要がある。 第19条第2項に基づき条例の制定や改廃時にパブリックコメントを実施する際は、より分かりやすい表現等で行う必要がある。
<p>【今後の取組の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法体系の整理について他自治体の状況を調査し、課内で検討を重ねることによって、よりよい内容としていく。併せて既存の要綱等の位置付けについても検討を行い、分類できるよう取り組む。 要綱等については、改めて制定内容を確認するとともに体系化について検討したうえでホームページでの公開に向けて取り組む。 引き続き、条例の制定又は改廃しようとする際は、第19条第2項の該当の有無を確認するとともに適切な方法により公表するよう努める。
<p>【条文の見直し】 必要 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要 ※「必要」の場合、担当課意見を記載してください。</p>
<p>【令和3年度審議会が出た意見・論点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要綱の取り扱いについて整理してほしい。
<p>【令和3年度審議会の意見まとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「今後の取組の方向性」欄に住民投票制度についての記載が欲しい。 条例本文を変更する必要はないと考える。

岩倉市自治基本条例審議会のための資料
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - カ (主管課：行政課)

【条例の規定】 第20条
<p>(法令等の遵守及び公益的通報)</p> <p>第20条 執行機関は、市政の適正な運営のため、法令及び条例等を遵守しなければなりません。</p> <p>2 執行機関は、市の事務事業に関する法令違反等についての<u>内部の職員からの通報</u>(以下「<u>公益的通報</u>」といいます。)を適切に処理する仕組みを整備するよう努めなければなりません。</p> <p>3 執行機関は、公益的通報を行った職員に対し、それを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。</p> <p>4 <u>公益的通報に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</u></p>
【これまでの主な取組】
<p>●岩倉市公益的通報に関する条例を制定(平成27年4月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益的通報制度について、職員に周知 ・委託事業者、指定管理者等に向けて、市ホームページで周知 ・公益的通報処理委員と委託契約を締結 <p>●運用実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度 1件 ・平成28年度 1件
【審議会での主な意見】
<ul style="list-style-type: none"> ・通報者が不利益を受けない仕組みはできたが、調査委員会は内部の組織であり心配なところもある。 ・公益通報者保護法では、通報対象事実は予め列挙された法律の規定に基づく犯罪行為に限定されており、比較すると幅広になっているが、判断は職員に求められるのでコンプライアンスを強化する必要がある。
【これまでの成果・到達点】
<ul style="list-style-type: none"> ・公益的通報及び不利益な取扱いの申出の受付、調査、調査結果の報告、措置等に関する業務を行うため内部組織として調査委員会を、また、内部組織以外として弁護士を公益的通報処理委員として配置した。 ・運用実績の2件は、調査委員会で調査等を行い、再発防止のための措置を行った。
【今後の課題】
<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。
【今後の取組の方向性】
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、当該条例の対象者(職員、委託事業者、指定管理者の従業員)に対し、制度を周知していく。
【条文の見直し】 必要 ・ <input type="checkbox"/> 不要 ※「必要」の場合、担当課意見を記載してください。

【令和3年度審議会で出た意見・論点】

- ・コンプライアンスのマニュアルはあるか。

【令和3年度審議会の意見まとめ】

- ・平成27年度・28年度以降に公益的通報制度の利用がないことは良いことだと思われる。
- ・条例本文を変更する必要はないと考える。

岩倉市自治基本条例審議会のための資料
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - キ (主管課：行政課)

【条例の規定】 第21条
(財政運営等) 第21条 市長は、総合計画に基づき財政計画を定めるとともに、財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用を行い、最少の経費で最大の効果が得られるよう行財政改革に努め、健全な財政運営を行わなければなりません。 2 市長は、市民に対し、財政に関する計画及び状況を公表し、分かりやすく説明しなければなりません。 3 市長は、市の保有する財産の適正な管理及び効率的な運用をしなければなりません。
【これまでの主な取組】
<第1項> ●実施計画の策定 ●行政評価の実施、公表 <第2項> ●財政状況の公表 ・広報紙及びホームページ (予算の概要(新規主要事業の説明書)、決算状況(主要施策の成果報告書)、財政健全化比率等) ●実施計画の公表 ●統一基準による新地方公会計の導入 ・財務書類4表の公表(平成30年度～) ●記者発表の定例化(令和元年度～) ・議会定例会に合わせて(通常、年4回) ●未利用財産の売却(令和2年度) ・一般競争入札等による(令和2年度 2件(2筆))
【審議会での主な意見】
<第1項> ・人口が減れば公共施設のニーズは減る。少子化が進めば子どものための施設のニーズが減り、高齢化が進めば高齢者のための施設のニーズは増える。人口構造に合わせた対応が必要となる。 ・限られた財源、毎年変わる状況の中での計画的かつ的確な財政運営には、毎年、実施計画を作り、事業を実施していくことが大事。 <第2項> ・財政的な資料としては可能な限りわかりやすく工夫されている。それでも市民にはわかりにくい。工夫し続けることが重要。 ・新しい地方公会計により、他自治体との比較が容易になったため、身近な自治体との比較も織り交ぜながら公表していくことも検討すると良い。 ・財政力について、愛知県内では低い、全国的には低くないということを記載しても良い。 ・財政に絡んで岩倉市の魅力をアピールすることは良い。例えば、子育て支援などに特化して、他市町と比較するなどしていても良い。

<p>【これまでの成果・到達点】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく、実質公債費比率などの財政健全化判断比率は、早期健全化基準や全国平均を下回り健全な財政運営を行うことができた。 ・ 岩倉市財政状況の公表に関する条例の規定により財政状況（年2回）や実施計画期間（3年間）の財政計画（普通会計収支）を公表した。 ・ 財政状況の公表は、広報紙、ホームページを活用し、予算の概要、決算状況（決算附属資料の主要施策の成果報告書、決算の家計簿への置き換え）、財政健全化判断比率等を掲載し、図、表、用語解説の付記により、より分かりやすいものとなるように工夫をした。また、統一的な基準による新地方公会計の導入により資産・負債のストック情報や現金主義の会計では見えにくいコストが一覧的に把握できるようになり、財務書類（解説集含む）やその概要版、固定資産台帳を年度末にホームページで公表した。 ・ 予算書に係る附属資料については、概要版や個別の新規主要事業の説明書を作成し、ホームページで公表した。 ・ 市の保有する未利用の土地を、一般競争入札により1件（農地1筆）売却し、また、一般競争入札で応札がなかった土地を随意契約で1件（農地1筆）売却することができ、財産の適正な管理につながった。
<p>【今後の課題】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政健全化判断比率の各指数が上昇しないように、基金の取り崩しや市債の発行を抑制していく必要がある。 ・ 広報紙、ホームページを中心に財政状況を公表し、予算書、決算書等は、図書館や市役所1階の情報サロンに設置しているが、市民からの財政全体に関する意見等が多くなり、市民に発信しきれていないと考えられることから公表の工夫、機会を捉えて財政状況等を説明する機会を設けることも必要である。 ・ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めた岩倉市公共施設等総合管理計画（平成29年制定）を推進する等、継続して市で保有する財産の適正な管理、効率的な運用を行う必要がある。
<p>【今後の取組の方向性】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政健全化判断比率の指数について、引き続き早期健全化基準を下回る必要がある。 ・ 財政状況等の公表については、引き続き、「より分かりやすく」を念頭に作成する。また、近隣自治体や類似自治体との比較、検証も織り交ぜながら財政状況や課題を発信する。 ・ 市で保有する土地の活用状況等を踏まえ、売却の可能性を検討する。 ・ 岩倉市公共施設等総合管理計画を推進する等、市で保有する財産の適正な管理等を行う。
<p>【条文の見直し】 必要 ・ <input type="checkbox"/> 不要 ※「必要」の場合、担当課意見を記載してください。</p>
<p>【令和3年度審議会が出た意見・論点】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政用語は難しい。

【令和3年度審議会の意見まとめ】
<ul style="list-style-type: none">・以前の資料に比べると分かり易くなっている。・条例本文を変更する必要はないと考える。

岩倉市自治基本条例審議会のための資料
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ク (主管課：秘書企画課)

【条例の規定】 第 22 条
(行政評価) 第 22 条 執行機関は、実施した施策及び事業について、その効果、効率、目標達成度等を評価し、行政資源の効果的かつ効率的な配分に役立てるため、行政評価を実施しなければなりません。 2 執行機関は、前項の行政評価の結果を公表しなければなりません。
【これまでの主な取組】
<ul style="list-style-type: none"> ●基本施策評価シートによる評価、評価結果をホームページにて公表（毎年度） ●外部評価の導入検討（平成 30 年度～令和 2 年度） <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度に行政評価有識者会議を設置し、一部施策について試行的に外部評価を実施するとともに、第 5 次総合計画策定後の外部評価を含む行政評価のあり方等について検討
【審議会での主な意見】
<ul style="list-style-type: none"> ・分野ごとに分けて複数年で外部評価をするのは負担も分散して有効である。最終的に外部評価がされるということが重要である。 ・よりわかり易い指標を設定してもらいたい。指標は、行政と市民が一緒になって達成できる指標が望ましい。
【これまでの成果・到達点】
<ul style="list-style-type: none"> ・内部評価ではあるが、第 4 次総合計画の進行管理等を目的とした、行政評価システムを運用し、第 4 次総合計画の着実な進行管理をすることができた。 ・行政評価有識者会議でいただいた意見を踏まえ、新たな行政評価制度の方針をまとめ、具体的な制度設計を進め、評価組織の設置のための条例を制定した。
【今後の課題】
<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度実施施策からの新たな行政評価制度の導入に向け、庁内での意見調整、行政評価委員会での議論を踏まえ、制度の詳細を決定し、運用していく必要がある。
【今後の取組の方向性】
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度から行政評価有識者会議で検討してきたことを踏まえ、令和 3 年度を始期とする第 5 次総合計画のスタートに合わせて、新たな評価組織を設置して外部評価を導入し、令和 3 年度の実施施策から新たな評価制度のもと、評価、検証を進めていく。
【条文の見直し】 必要 ・ <input type="checkbox"/> 不要 ※「必要」の場合、担当課意見を記載してください。

【令和3年度審議会が出た意見・論点】

- ・新たな行政評価制度について、5段階評価で実施したとしても結局は真ん中の評価が多くなってしま
うのではないか。

【令和3年度審議会の意見まとめ】

- ・条例本文を変更する必要はないと考える。

岩倉市自治基本条例審議会のための資料
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - ケ (主管課：協働安全課)

【条例の規定】 第23条
(危機管理及び災害等緊急時の対応) 第23条 市民は、災害等の緊急時において、自分自身を守る努力をするとともに、互いに助け合うことができるよう、災害等に対する意識を高め、自主的な防災に努めるものとします。 2 市は、災害等の緊急時には、関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を行うものとします。 3 執行機関は、市民の生命、身体、財産及び暮らしの安全を確保するため、必要な計画を策定するとともに、継続的に団体間の連携、人材の養成等に努め、危機管理体制を確立するものとします。
【これまでの主な取組】
<第1項> ●意識啓発 ・各種講習会等 (地震防災講習会、フォローアップ講習、災害ボランティア講座、防災リーダー研修会等) ・ふれ愛まつり防災ブース出展(平成29年度～) ・岩倉市地震対策基礎調査市民報告会の実施及び地震対策ガイドブックの全戸配布 ●自主的な防災 ・自主防災会等による防災訓練 (全小学校区による自主防災会地域合同防災訓練を実施)
<第3項> ●業務継続計画(BCP)策定(平成26年度)、対応訓練の実施(平成28年度～) ●岩倉市総合防災訓練の実施 ●各種協定締結(平成25年度以降29件) ●危機管理体制の確立 ・平成26年4月 危機管理課の新設(現協働安全課防災安全グループ) ・平成26年4月 同報系防災行政無線整備 ・令和2年6月 デジタル化した移動系防災行政無線を整備
【審議会での主な意見】
・地域に共助の輪を広げるためにも面識社会を作り直すことが非常に大切。 ・繰り返し訓練すること、また、市民が自主的に取り組むことが大事。 ・地域の特性に応じてということはずごく重要。
【これまでの成果・到達点】
・各種協定を締結したことで、災害時に必要な支援体制・連携体制を構築することができた。 ・全小学校区で自主防災会地域合同防災訓練を実施し、その内容についても地域で必要とする訓練を検討しながら実施できる体制を構築することができた。 ・ほっと情報メールについて、広報紙などにより、重要な防災情報を伝達する手段として登録を呼びかけ、登録者数は平成26年度2,012人から令和2年度4,718人に増加した。

【今後の課題】
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の自助及び共助の意識向上を図るためには、地域の特性に応じた訓練内容を検討し、実際の災害時をイメージしながら実施できる訓練を検討する必要がある。 ・災害時の情報弱者に対する情報伝達について検討し、併せて市民側からも情報取得をしてもらえるような意識啓発も検討する必要がある。
【今後の取組の方向性】
<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会等と連携し、市民の自助及び共助に関する意識啓発を行い、それに対する支援の充実を図る。また、同報系行政無線、ほっと情報メール等を活用し、情報伝達に努めるが、市民側からも情報取得の努力をしてもらうよう啓発するとともに、高齢者や外国人への情報伝達方法について研究を行う。
【条文の見直し】 必要 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要 ※「必要」の場合、担当課意見を記載してください。
【令和3年度審議会で出た意見・論点】
<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンの有効性が確認できているので、岩倉市の消防でもドローンを所有してはどうか。画像も鮮明で人が入り込めない場所へも入れるので有効だと考える。
【令和3年度審議会の意見まとめ】
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症について、もう少し資料の記述を深めてほしい。 ・条例本文を変更する必要はないと考える。

岩倉市自治基本条例審議会のための資料
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - コ① (主管課：環境保全課)

【条例の規定】 第 24 条
(地域資源の継承) 第 24 条 市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。 2 市は、国及び他の自治体と連携して五条川流域の環境及び桜並木の保全に努めなければなりません。
【これまでの主な取組】
<ul style="list-style-type: none"> ●岩倉の水辺を守る会との協働（五条川親水事業） 水辺まつりや親子魚釣り教室等親水イベントの開催、カメの外来種調査・駆除（アカミミガメ）、五条川の低水路工事（平成 30 年度・令和 2 年度） ●岩倉ナチュラリストクラブとの協働 <ul style="list-style-type: none"> ・自然生態園における各種イベントの開催、生態系の保全、生き物生息調査 ・五条川における小学校及び公募参加者の水質調査・水生生物調査の指導 ●環境フェアの実施 市民活動団体と連携し、自然環境の保全を啓発 ●「岩倉五条川魚釣りルール 10 か条」策定（平成 29 年度） 五条川魚釣りルール検討会議（市民と市民団体等が主体）により検討 ●「いわくら生きものガイドブック」作成（平成 29 年度） 市民と協働で市内全域の生き物調査（いわくら生き物見つけ隊）を実施し、いわくら生きものガイドブックを作成、小・中学校等に配布、市 HP 掲載 ●「五条川下流部清掃」を北名古屋市の「河川等清掃活動」と合同実施（平成 30 年度～）
【審議会での主な意見】
<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・高齢化社会が進めば市民活動団体の維持にも工夫が必要。 ・市として多様な生態系を守るよう努めてもらいたい。 ・金銭的な支援以外にも、市民活動団体が専門的なアドバイスが受けられるような支援を行政が提供できるようにすると良い。 ・引き続き、自然生態園を活用した取組を進めてもらいたい。
【これまでの成果・到達点】
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の代表的な自然としては、五条川と自然生態園が挙げられる。 ・五条川については、岩倉の水辺を守る会と連携し、水辺まつり等の親水イベントを開催して市民に向けた自然環境保全の啓発を行い、カメの外来種調査・駆除、低水路工事により生態系の保全に取り組んでいる。 ・自然生態園については、岩倉ナチュラリストクラブと連携し、ザリガニ釣りや夜の観察会等のイベントを開催して、市民に向けた環境学習の実施、環境保全の啓発を行いつつ、池の底干し等による園内の外来種駆除や生き物の保護など生態系の保全に取り組んでいる。また開園以来毎年、生き物生息調査を行っており、調査結果から自然生態園の生態系の変化が確認されている。

<p>【今後の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五条川におけるカメの外来種調査・駆除は、毎年効果的な駆除方法について検討し、様々な方法を試みているが、在来種の繁殖が確認されるも外来種の減少の効果がなかなか現れていない。 ・自然生態園においては、生物多様性の保全をテーマにした魅力のあるイベントを実施していく必要がある。 ・ポストコロナに向けたイベントの開催方法を検討する。 ・事業を連携している市民活動団体の会員数の減少、高齢化により、今後の事業の継続が困難になることが予想される。
<p>【今後の取組の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五条川においては、第3次五条川自然再生整備等基本計画に基づき、五条川親水事業を継続し、自然と共生した河川整備等を実施する。 ・自然生態園においては、自然環境保全や生物多様性の大切さを啓発する魅力あるイベントを行っていく。生き物生息調査は、一時的に学術関係等の専門家とともに調査を実施するなど、調査を実施している市民活動団体の専門性を高めて調査結果の精度を高め、施策への活用・調査結果の公表等、効果的に活用できるようにする必要がある。調査を市民や環境活動に取り組む事業所とともに実施し、生物多様性の大切さを啓発していく。 ・令和3・4年度で岩倉市環境基本計画の次期計画を検討し、自然環境保全についての事業等について定めていく。
<p>【条文の見直し】 必要 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不要 ※「必要」の場合、担当課意見を記載してください。</p>
<p>【令和3年度審議会が出た意見・論点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者にとってコロナ禍の3年間はノウハウの継承等で大きな問題となっている。
<p>【令和3年度審議会の意見まとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員の減少・高齢化が一番の問題。 ・条例本文を変更する必要はないと考える。

岩倉市自治基本条例審議会のための資料
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - コ② (主管課：商工農政課)

【条例の規定】 第 24 条
(地域資源の継承) 第 24 条 市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。 2 <u>市は、国及び他の自治体と連携して五条川流域の環境及び桜並木の保全に努めなければなりません。</u>
【これまでの主な取組】
<ul style="list-style-type: none"> ●岩倉五条川桜並木保存会との協働 (施肥、枯れ枝・不要枝の剪定、ベッコウタケなどの調査・処理) (桜まつり期間中に臨時駐車場前に観光案内所設置) ●ふるさといわくら応援寄附金の寄附対象事業として「桜並木保全プロジェクト」を追加 (平成 28 年度～) ●五条川の桜並木の保全及び再生に関する検討会の設置・検討 <ul style="list-style-type: none"> ・国、県及び流域の自治体と連携して、桜並木の保全について検討 ・河川占有許可を受けている桜は修繕として植え替え可能(令和元年度) ●五条川沿いに桜(ジンダイアケボノ)を4本植栽(令和2年度) ●農業委員及び農地利用最適化推進委員による耕作放棄地の調査を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・所有者自らが耕作する意思のない耕作放棄地に関して、岩倉市農地バンク制度などを活用し、耕作の意思のある人とのマッチングを推進
【審議会での主な意見】
<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・高齢化社会が進めば市民活動団体の維持にも工夫が必要。 ・流域自治体及び市民活動団体とともにビジョンの共有が必要。 ・身近な緑の保全については、自治基本条例の規定に則して考えていかなければならない。 ・農地の持っている社会的な意義の理解には努めていてもらいたい。
【これまでの成果・到達点】
<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉五条川桜並木保存会と協働し、施肥、枯れ枝、不要枝の剪定等に取り組んだことで、桜の保全・管理に繋げることができた。また、河川占有許可を受けている桜について、4本植え替えを行うことができた。
【今後の課題】
<ul style="list-style-type: none"> ・本市の貴重な観光資源である桜は、まちなかを中心に過密状態にあり、適正管理のためには伐採や間引き剪定が必要である。 ・川井・野寄地区の大規模な企業誘致をきっかけに、今後大規模な農地の開発が急速に加速する恐れがあるため、本市の農業振興上必要な農地を見極めた上で、その保全に努めていく必要がある。

<p>【今後の取組の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩倉五条川桜並木保存会との協働により、引き続き桜並木の保全・管理を行っていく。また、桜の長寿命化に向けて、樹木医の診断をもとに桜の間引き作業を行っていく。併せて、植え替えについても随時進めていく。 ・集積、集約が可能な農地に関しては、JA 愛知北と協力しながら、オペレーターや担い手への集積を計画的に進めていく。集積・集約が難しい小規模な農地に関しては、農地保全管理組合の活用や、各地域による一体的な保全管理を検討していく。
<p>【条文の見直し】 必要 ・ <input type="checkbox"/> 不要 ※「必要」の場合、担当課意見を記載してください。</p>
<p>【令和3年度審議会で出た意見・論点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地でムクドリが増えており、健康面での影響が出てこないか不安である。 ・自治基本条例として、農地は自然の一部として捉えている。
<p>【令和3年度審議会の意見まとめ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとといわくら応援寄附金の使い道として、桜並木の保全や山車文化の保全があるのは自治基本条例の本条に沿っていることなので、使い道の説明文に自治基本条例のことを追記することで自治基本条例のPRになると考える。 ・条例本文を変更する必要はないと考える。

岩倉市自治基本条例審議会のための資料
(条例の各規定に基づく事項編)

整理番号 (1) - コ③ (主管課：生涯学習課)

【条例の規定】 第 24 条
(地域資源の継承) 第 24 条 <u>市は、市内の自然と伝統を後世に残すよう努めなければなりません。</u> 2 市は、国及び他の自治体と連携して五条川流域の環境及び桜並木の保全に努めなければなりません。
【これまでの主な取組】
<ul style="list-style-type: none"> ●岩倉桜まつりに合わせて山車の巡行、展示 ●地元の祭礼（山車夏まつり、祇園祭、天王祭）の開催支援 ●山車の修繕（補助率 1/2） <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度 大上市場区山車からくり人形修繕 補助金額 585,900 円 ・平成 26 年度 無 ・平成 27 年度 大上市場区山車上層部復元修繕 補助金額 2,120,580 円 中本町区からくり人形修繕 補助金額 44,928 円 下本町区山車前輪修繕 補助金額 1,837,500 円 ・平成 28 年度 大上市場区からくり人形修繕 補助金額 200,880 円 大上市場区山車庫シャッター修繕 432,000 円 中本町区山車車輪及びからくり人形修繕 1,616,760 円 ・平成 29 年度 大上市場区桶締太鼓修繕 補助金額 85,644 円 下本町区山車格子棚修繕 補助金額 108,000 円 中本町区山車等修繕 補助金額 243,540 円 ・平成 30 年度 大上市場区山車屋根後部鬼板修繕 補助金額 16,200 円 ・令和元年度 大上市場区提灯 LED 化修繕 補助金額 425,000 円 中本町区山車庫雨漏り等修繕 補助金額 935,000 円 大上市場区山車からみ縄更新修繕 補助金額 51,875 円 ・令和 2 年度 無 ●ふるさといわくら応援寄附金の寄附対象事業として「山車保全プロジェクト」を追加（平成 28 年度～）
【審議会での主な意見】
<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・高齢化社会が進めば市民活動団体の維持にも工夫が必要。 ・3町の保存会が議論する、皆が意見を出し合う場があれば、オール岩倉で山車を支えるための議論もできる。そうなることを期待したい。 ・文化を自分たちの手で残すという情熱も大切だが、市民活動団体が生き残るためには、積極的に門戸を開き担い手を広く募集することも大切。

【これまでの成果・到達点】
<ul style="list-style-type: none"> ・市指定文化財である三台の山車の保存と山車巡行の継承を、岩倉市山車保存会との協働により取り組んでいる。 ・地域の伝統に基づく夏の山車巡行のほか、岩倉桜まつりに合わせて山車の巡行・展示を行うことで、より多くの市民が岩倉の山車文化にふれる機会を提供している。 ・山車の修繕に補助金を交付することで山車文化の保護に努めている。
【今後の課題】
<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市山車保存会会員の高齢化や会員数の減少が進んでおり、今後も山車巡行を始めとした伝統文化を継承していく上で岩倉市山車保存会の活性化が不可欠である。山車本体についても、巡行に伴う傷みや経年劣化により大規模な修繕が必要となる時期が来ており、計画的な修繕の実施についてそれぞれの山車を管理する山車保存会との連携が重要となる。
【今後の取組の方向性】
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、岩倉市山車保存会との協働により山車文化の維持、継承に努める。また、愛知県内の保存団体の連合会であるあいち山車まつり日本一協議会での取組も参考にしつつ、行政として支援のあり方について検討していく。
【条文の見直し】 必要 ・ <input type="checkbox"/> 不要 ※「必要」の場合、担当課意見を記載してください。
【令和3年度審議会で出た意見・論点】
<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍でも何かを行うことで継承のきっかけになると考える。 ・SNSをもっと利用していくべきと考える。
【令和3年度審議会の意見まとめ】
<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとといわくら応援寄附金の使い道として、桜並木の保全や山車文化の保全があるのは自治基本条例の本条に沿っていることなので、使い道の説明文に自治基本条例のことを追記することで自治基本条例のPRになると考える。 ・条例本文を変更する必要はないと考える。

岩倉市市民参加条例推進状況

(令和2年4月～令和3年3月)

3 岩倉市市民参加条例推進状況

(1) 岩倉市市民参加条例の検証の方法

市民参加条例における市民参加及び協働の推進についての検証は、同条例第25条の規定に基づき自治基本条例審議会により行うものとしています。

市民参加条例の主管課である協働安全課が必要に応じて関係部署より情報収集を行い作成した資料をもとに、審議会において実施状況の検証を行いました。そのまとめを「岩倉市市民参加条例推進状況」としています。

今後においても、市民参加及び協働の推進に関する実施状況について適宜検証し、市民参加条例を推進していくものです。

(2) 岩倉市市民参加条例推進状況の概要

岩倉市市民参加条例の検証に関すること。

(主管課：協働安全課)

分類	該当条文	審議する内容	資料	備考	
I 市民参加手続 に関する検証	第7条	市民参加の手続の方法			
	第8条	市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表	資料1		
	第9条	審議会等の委員			
	第10条	審議会等の会議の公開等			
	第11条	アンケートの実施			
	第12条	意見交換会の開催			
	第13条	市民公聴会の開催			
	第15条	市民討議会の開催			
	第16条	パブリックコメント手続の実施			
	第18条	政策提案制度	資料2		
第19条	市民委員登録制度				
II 協働の 推進に 関する 検証	(1) 協働 による 事業	第21条	協働による政策形成等	資料3	自治基本条例 第11条の 検証に代える
	(2) 市民 自治活 動への 支援	第22条	公益的活動の支援		
		第23条	中間支援組織の設置		
		第24条	協働によるまちづくりを担う人材		

(3) 岩倉市市民参加条例推進状況

I 市民参加手続に関する検証

1 条例の規定と現状について

令和2年度中に、市民参加条例第6条の規定に基づいて市民参加の手続を実施した事案は「条例、計画等の策定又は変更」及び「既存計画等の評価」において、併せて23件でした。以下に、各条文の規定についての実施状況を報告します。（「令和2年度 市民参加手続の実施状況」[資料1](#)参考）

第7条	市民参加の手続の方法
第8条	市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表
第9条	審議会等の委員
第10条	審議会等の会議の公開等
第11条	アンケートの実施
第12条	意見交換会の開催
第13条	市民公聴会の開催
第15条	市民討議会の開催
第16条	パブリックコメント手続の実施

①令和2年度の市民参加手続の実施状況

(1-1) 条例、計画等の策定又は変更

		審議会等	アンケート	意見交換会	市民公聴会	市民討議会	パブコメ手続	その他
R2年度 全12事案	事案数	7	6	0	0	0	11	0
	実施回数 (実績)	32 (書面2回 含む)	5 (返送4,042)	0	0	0	11 (意見64)	0
R1年度 全7事案	事案数	7	2	1	0	0	4	1インタビュー
	実施回数 (実績)	29	2 (返送2,365)	5 (参加者221)	0	0	4 (意見数48)	5 (参加者112)
H30年度 全7事案	事案数	6	3	1	0	1	5	0
	実施回数 (実績)	18	3 (返送2,553)	1 (参加者26)	0	2 (延べ103)	5 (意見数56)	0
H29年度 全12事案	事案数	11	1	1	0	1	9	1ヒアリング
	実施回数 (実績)	39	1 (返送18)	4 (参加者244)	0	2 (参加者37)	9 (意見数36)	1 (参加者7)
H28年度 全8事案	事案数	7	4	1	0	0	4	0
	実施回数 (実績)	17	4 (返送4,277)	3 (参加者200)	0	0	4 (意見数18)	0

(1-2) 既存計画等の評価

		審議会等	アンケート	意見交換会	市民公聴会	市民討議会	パブコメ手続	その他
R2年度 11事案	事案数	11	0	0	0	0	1	0
	実施回数 (実績)	18 (書面2回 含む)	0	0	0	0	1(意見数0)	0
R1年度 12事案	事案数	12	0	0	0	0	1	0
	実施回数 (実績)	23	0	0	0	0	1(意見数0)	0

H30年度 全12事案	事案数	12	0	0	0	0	1	0
	実施回数 (実績)	18	0	0	0	0	0	0
H29年度 全10事案	事案数	10	0	0	0	0	0	0
	実施回数 (実績)	17	0	0	0	0	0	0
H28年度 全9事業	事案数	9	1	0	0	0	0	0
	実施回数 (実績)	16	1(返送467)	0	0	0	0	0

・複数の手続を実施したのは、「条例、計画等の策定又は変更」で12事案中12事案、「既存計画等の評価」で11事案中1事案でした。

・14の審議会等のうち8の審議会等で、市民委員として公募により11人、市民委員登録から11人の方が選任され、審議会等に参加しました。

・選任された委員の氏名等は、審議会等の資料や議事録等において可能な範囲で公表しています。

・新型コロナウイルス感染症の影響により5回書面開催となりましたが、それ以外で開催した審議会等はすべて公開され、5件の事案に延べ24人の傍聴がありました。

・6件の事案について、アンケートを実施しました。

・意見交換会、市民公聴会、市民討議会は開催していません。

・パブリックコメントは13件の事案について、7人から64件の意見が提出されました。

②令和3年度の市民参加手続の実施予定

(2-1) 条例、計画等の策定又は変更（全4事案）

	審議会等	アンケート	意見交換会	市民公聴会	市民討議会	パブコメ手続
事案数	4	2	1	0	0	3

(2-2) 既存計画等の評価（全10事案）

	審議会等	アンケート	意見交換会	市民公聴会	市民討議会	パブコメ手続
事案数	10	0	0	0	0	1

・令和2年度の市民参加手続の実施状況と令和3年度の市民参加手続の実施予定については、令和3年4月1日付けで市ホームページにて公表しています（随時更新）。

第18条 政策提案制度

・1件の政策提案が提出され、採択しました。詳細は資料2のとおりです。

第19条 市民委員登録制度

・新規登録者は24人（令和3年3月末時点の有効登録者209人）で11人が審議会等に登用されました。

2 令和3年度審議会が出た意見・論点

- ・審議会等をオンライン開催とした場合、傍聴のルールはどうなるのか。
- ・審議会等の委員は、市民登録と公募ともに設置することになっているのではないか。
- ・市民委員登録制度の登録者を増やすにはどうすればよいか。
- ・市民公聴会が開催されていないのはなぜか。
- ・どうしたら議事録や市民参加の手続の結果を多くの方の目に触れてもらえるか。

3 令和3年度審議会の意見のまとめ

- ・オンラインで審議会等が開催されることも想定されるため、傍聴のルールを改めて検討する必要がある。
- ・審議会によっては、公募や市民委員登録制度で委員を登用することに適さないものもあるが、委員の任期満了に併せて、改めて登用を検討することが大切である。
- ・市民委員に登録、更新をする際、自分が市民委員として審議会に登用された場合に、具体的にどのような活動をするのかイメージをしてもらえよう工夫をする必要がある。
- ・賛成、反対に分かれて議論することで、議論の質が上がるため、市民公聴会を開催してもらいたい。
- ・広報紙では、記事の締め切り期日や紙面に限りがあるため、議事録や市民参加の手続の実施結果を適時、掲載することは難しい。市民が欲しい情報をスムーズに取得できるようなホームページの構成を考える必要がある。

(1-1) 令和2年度 市民参加手続の実施状況(条例、計画等の策定または変更)
 条例・計画・新制度の新規策定または変更を行ったものを公表しています。原則、複数実施することとなっています。

資料1

担当課グループ (G)	対象事業	第6条第1項に 該当する要件 (下表※1)	概要(総括)	市民参加の手続の方法	審議会等の構成	会議の公開	実施時期	結果・議事録等の 公表日と公表方法 (下表※2参照)	市民参加の 実績	市議会 全員協議会での 報告状況 (○で囲む)	備考
1	秘書企画課 企画政策G 第5次岩倉市総合計画	(2)	第4次岩倉市総合計画の計画期間(2011～2020年度)満了にあわせて平成30年度から令和2年度にかけて第5次岩倉市総合計画を策定するもの。(最終年)	総合計画審議会	全委員 14人 ・公募 1人 ・市民登録 1人	公開	① 8月3日 ② 8月17日 ③ 第1部会 10月14日 ④ 第2部会 10月14日 ⑤ 第1部会 10月20日 ⑥ 第2部会 10月21日 ⑦ 11月6日 ⑧ 12月21日	議事録の公表 ① 9月18日 ② 9月18日 ③ 11月9日 ④ 11月9日 ⑤ 3月18日 ⑥ 3月18日 方法(1)(3) 実施結果の公表 12月22日 方法(1)(3)	① 傍聴 3人 ② 傍聴 3人 ③ 傍聴 2人 ④ 傍聴 1人 ⑤ 傍聴 1人 ⑥ 傍聴 1人 ⑦ 傍聴 1人 ⑧ 傍聴 2人 3人 12件	3月議事に議案として提出済	
2	秘書企画課 企画政策G 第2期岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略	(2)	岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の終了にあわせて第2期岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するもの。(総合計画と期間及び内容を合わせて)	岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会 パブリックコメント手続	全委員 11人 ・公募 0人 ・市民登録 0人	公開	9月30日 2月18日～3月19日 (30日間)	議事録の公表 12月22日 方法(1)(3) 実施結果の公表 3月24日 方法(1)(3)	傍聴 0人 0人 0件	全員協議会で報告済(2月)	
3	協働安全課 市民協働G 岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030	(2)	岩倉市男女共同参画基本計画は、10年間(2011年度～2020年度)を計画期間としており、次期計画を策定するもの。	岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会 アンケート パブリックコメント手続	全委員 15人 ・公募 0人 ・市民登録 2人	公開	① 7月13日 ② 10月6日 ③ 11月6日 ④ 11月24日 ⑤ 12月4日 ⑥ 12月22日 ⑦ 3月19日 8月13日～9月4日 2月1日～3月4日 (30日間)	議事録の公表 ① 7月20日 ② 10月14日 ③ 11月12日 ④ 12月2日 ⑤ 12月18日 ⑥ 1月7日 ⑦ 3月26日 方法(1)(3) 実施結果の公表 1月19日 方法(1)(3) 実施結果の公表 3月25日 方法(1)(3)	① 傍聴 0人 ② 傍聴 0人 ③ 傍聴 0人 ④ 傍聴 0人 ⑤ 傍聴 0人 ⑥ 傍聴 0人 ⑦ 傍聴 0人 発送2,000人 返送496人 3人 6件	全員協議会で報告済(1月)	
4	協働安全課 防災安全G 岩倉市地域強靱化計画	(2)	大規模な自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を計画的に実施し、強くしなやかな地域づくりを推進するもの。	アンケート パブリックコメント手続	全委員 10人 ・公募 2人 ・市民登録 1人	公開	9月17日～9月30日 2月10日～3月12日 (30日間)	議事録の公表 ① 10月5日 ② 10月28日 ③ 11月20日 ④ 12月18日 ⑤ 4月13日 方法(1)(3) 実施結果の公表 10月5日 方法(1)(3) 実施結果の公表 3月22日 方法(1)(3)	発送2,000人 返送1,070人 0人 0件	全員協議会で報告済(1月)	
5	環境保全課 環境G 岩倉市路上喫煙の規制に関する条例	(1)	市内の環境美化、受動喫煙の防止およびたばこの火による火傷等の防止をするため、路上喫煙等を規制する条例を制定するもの。	岩倉市路上喫煙等規制条例検討委員会 アンケート パブリックコメント手続	全委員 10人 ・公募 2人 ・市民登録 1人	公開	① 9月8日 ② 10月6日 ③ 10月29日 ④ 11月24日 ⑤ 3月25日 9月11日～9月28日 1月25日～2月24日 (31日間)	議事録の公表 ① 10月5日 ② 10月28日 ③ 11月20日 ④ 12月18日 ⑤ 4月13日 方法(1)(3) 実施結果の公表 10月5日 方法(1)(3) 実施結果の公表 3月22日 方法(1)(3)	① 傍聴 1人 ② 傍聴 1人 ③ 傍聴 1人 ④ 傍聴 1人 ⑤ 傍聴 1人 ⑥ 傍聴 1人 ⑦ 傍聴 1人 発送2,000人 返送1,071人 12人 23件	全員協議会で報告済(1月)	

6	福祉課 障がい福祉G	第6期岩倉市障がい福祉計画(第2期障がい児福祉計画)	(2)	障がい者(児)の生活支援に関わる具体的なサービス提供体制の整備について定めたものにも、3年度を1期とした各年度における障害福祉サービスの見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めるもの。	岩倉市障害者計画推進委員会 パブリックコメント手続	全委員 ・公募 ・市民登録 16人 1人 1人	公開	①11月13日 ②12月書面開催 ③3月22日 12月28日～1月28日 (30日間)	議事録の公表 ①1月29日 ②4月7日 ③4月7日 実施結果の公表 1月29日 方法(1)(3)	①傍聴 0人 — ③傍聴 0人 0人 0件	全員協議会で 報告済(12月)		
7	長寿介護課 長寿福祉G 介護保険G	第8期岩倉市高齢者保健福祉計画 第8期岩倉市高齢者保健福祉計画等	(2)	第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は令和3年度から令和5年度の3年間の計画期間とする。岩倉市の高齢者保健福祉、介護保険制度の運営等を一体的に定める計画を策定するもの。	岩倉市高齢者保健福祉計画等 推進委員会 パブリックコメント手続	全委員 ・公募 ・市民登録 13人 0人 0人	公開	①6月29日 ②8月4日 ③10月27日 ④11月30日 ⑤12月23日 ⑥2月19日 12月28日～1月27日 (31日間)	議事録の公表 ①7月22日 ②10月23日 ③3月2日 ④3月2日 ⑤3月2日 ⑥3月31日 方法(1)(3) 実施結果の公表 1月28日 方法(1)(3)	①傍聴 0人 ②傍聴 0人 ③傍聴 0人 ④傍聴 0人 ⑤傍聴 0人 ⑥傍聴 0人 0人 0件	全員協議会で 報告済(1月)	厚生・文 教常任委員 会にて 報告	
8	都市整備課 計画営繕G	岩倉市都市計画マスタープラン	(2)	岩倉市都市計画マスタープランは、10年間(2011年度～2020年度)を計画期間としており、2019年度より次期計画を策定するもの。	岩倉市都市計画マスタープラン コンベンション及び緑の基本計画検討委員会 パブリックコメント手続	全委員 ・公募 ・市民登録 16人 0人 1人	公開	①6月3日 ②8月26日 ③12月18日 ④2月書面開催 12月28日～1月27日 (31日間)	議事録の公表 ①7月30日 ②10月6日 ③12月28日 ④4月1日 方法(1)(3) 実施結果の公表 2月25日 方法(1)(3)	①傍聴 0人 ②傍聴 1人 ③傍聴 1人 — 1人 2件	全員協議会で 報告済 (9月、11月)		
9	都市整備課 計画営繕G	岩倉市緑の基本計画	(2)	岩倉市緑の基本計画は、10年間(2011年度～2020年度)を計画期間としており、2019年度より次期計画を策定するもの。	パブリックコメント手続	—	—	12月28日～1月27日 (31日間)	実施結果の公表 2月25日 方法(1)(3)	—	—		
10	都市整備課 計画営繕G	岩倉市耐震改修促進計画	(2)	岩倉市耐震改修促進計画は、建築物の耐震化の実施に関する目標を定め、耐震化に取り組むことにより、岩倉市における地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を軽減するため策定するもので、現計画が2013年度～2020年度を計画期間としており、2020年度より次期計画を策定するもの。	アンケート パブリックコメント手続	—	—	8月3日～8月21日 1月27日～2月26日 (31日間)	実施結果の公表 1月22日 方法(1)(3) 実施結果の公表 3月5日 方法(1)(3)	発送2,000人 返送1,030人 1人 9件	全員協議会で 報告済(1月)		
11	上下水道課 上下水道G	「経営戦略」策定	(2)	将来にわたって住民生活に重要なサービスを安定的に提供するための中長期的な基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る(総務省より令和2年度までに策定することが要請されている)。	パブリックコメント手続 アンケート	—	—	1月4日～2月3日 (31日間) 1月10日～1月31日	実施結果の公表 3月9日 方法(1)(3) 実施結果の公表 3月31日 方法(1)(3)	0人 0件 発送800人 返送375人	全員協議会で 報告済(12月)		
12	上下水道課 上下水道G	「経営戦略」策定	(2)	将来にわたって住民生活に重要なサービスを安定的に提供するための中長期的な基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る(総務省より令和2年度までに策定することが要請されている)。	パブリックコメント手続 アンケート	—	—	1月4日～2月3日 (31日間) 1月10日～1月31日	実施結果の公表 3月9日 方法(1)(3) 実施結果の公表 3月31日 方法(1)(3)	2人・1法人 6件 発送800人 返送375人	全員協議会で 報告済(12月)		

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。
(1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
(2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
(3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

※2 施行規則第2条では、公表は、次に掲げる方法のうちから2つ以上の方法により行うものと
してあります。
(1) 当該公表事項を所管する課等の窓口、情報サロン又は公共施設での閲覧又は配布
(2) 広報への掲載
(3) ホームページへの掲載
(4) その他市長が必要と認める方法

(1-2) 令和2年度 市民参加手続の実施状況（既存計画の評価）

第6条第1項に該当する要件（2）に該当する既存計画の単年度評価（進捗管理等）を行ったものを公表しています。

担当課グループ (G)	対象事業	第6条第1項に 該当する要件 (下表※1)	概要（総括）	市民参加の手続の方法	審議会等の構成	会議の公開	実施時期	議事録等の公表日 と公表方法（下表 ※2参照）	市民参加の 実績
1	秘書企画課 企画政策G 協働安全課 市民協働G	(2)	岩倉市自治基本条例及び市民参加条例の進捗状況を岩倉市自治基本条例審議会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市自治基本条例審議会	全委員 ・公募 ・市民登録 2人	公開	① 6月22日 ② 7月 8日 ③ 7月17日 ④ 8月20日	議事録の公表 ① 8月20日 ② 8月20日 ③ 8月20日 ④10月 6日 方法(1)(3)	①傍聴 0人 ②傍聴 0人 ③傍聴 0人 ④傍聴 0人
2	協働安全課 市民協働G	(2)	岩倉市男女共同参画基本計画の進捗状況を岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会	全委員 ・公募 ・市民登録 2人	公開	7月13日	議事録の公表 ① 7月 20日 方法(1)(3)	傍聴 0人
3	行政課 行政G	(2)	岩倉市行政経営プラン及び行政経営プラン行動計画に基づき岩倉市の行政改革の推進に関する重要事項について調査及び審議し、令和元年度実績報告及び令和2年度計画に対する評価結果報告書を作成するもの。	岩倉市行政経営プラン推進委員会 パブリックコメント	全委員 ・公募 ・市民登録 2人	公開	①10月 2日 ②10月 5日 ③10月 8日 9月30日	議事録の公表 ① 3月24日 ② 3月24日 ③ 3月24日 方法(1)(3) 実施結果の公表 12月 7日 方法(1)(3)	①傍聴 0人 ②傍聴 0人 ③傍聴 0人 傍聴 0人
4	環境保全課 環境G	(2)	市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たすことで、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境の構築を実現するための計画の評価をするもの。	環境審議会	全委員 ・公募 ・市民登録 0人	公開	9月30日	議事録の公表 11月11日 方法(1)(3)	傍聴 0人
5	環境保全課 環境G	(2)	五条川の自然生態系の保全を図り、生物多様性に配慮した市民参加の水辺環境づくりを目指す計画の評価をするもの。	環境審議会	全委員 ・公募 ・市民登録 0人	公開	1月書面開催	議事録の公表 4月13日 方法(1)(3)	—
6	環境保全課 廃棄物G	(2)	一般廃棄物のうち、ごみに関する処理計画を評価し、次年度の実施計画を策定するもの。	廃棄物減量等推進協議会	全委員 ・公募 ・市民登録 0人	公開	2月書面開催	議事録の公表 3月15日 方法(1)(3)	—
7	福祉課 障がい福祉G	(2)	岩倉市地域福祉計画の進捗状況を岩倉市地域福祉計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市地域福祉計画推進委員会	全委員 ・公募 ・市民登録 0人	公開	2月19日	議事録の公表 4月2日 方法(1)(3)	傍聴 1人
8	福祉課 障がい福祉G	(2)	岩倉市障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進捗状況を岩倉市障がい者計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市障がい者計画推進委員会	全委員 ・公募 ・市民登録 1人	公開	①11月13日 ②12月書面開催 ③ 3月22日	議事録の公表 ①1月29日 ②4月7日 ③4月7日 方法(1)(3)	①傍聴 0人 — ③傍聴 0人

9	福祉課 障がい福祉G	岩倉市自殺対策計画	(2)	岩倉市自殺対策計画の進捗状況を岩倉市自殺対策計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市自殺対策計画推進委員会	全委員 ・公募 ・市民登録 12人 1人 1人	公開	3月26日	議事録の公表 4月7日 方法(1)(3)	傍聴 0人
10	長寿介護課 長寿福祉G 介護保険G	第7期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	(2)	第7期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況を評価するもの。	岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会	全委員 ・公募 ・市民登録 13人 0人 0人	公開	6月29日	議事録の公表 7月22日 方法(1)(3)	傍聴 0人
11	子育て支援課 児童G	第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画	(2)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定めた計画の実施状況を評価するもの。	岩倉市子ども・子育て会議	全委員 ・公募 ・市民登録 12人 0人 0人	公開	9月29日	議事録の公表 10月13日 方法(1)(3)	傍聴 0人

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。
(1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限すること
を内容とする条例の制定又は改廃
(2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
(3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

※2 施行規則第2条では、公表は、次に掲げる方法のうちから2つ以上の方法により行う
ものとしています。
(1) 当該公表事項を所管する課等の窓口、情報サロン又は公共施設での閲覧又は配布
(2) 広報への掲載
(3) ホームページへの掲載
(4) その他市長が必要と認める方法

(2-1) 令和3年度 市民参加手続の実施予定(条例、計画等の策定または変更)
令和3年度に条例または計画の新規策定または変更を行う予定のものを公表しています。

担当課 7. (G)	対象事案	第6条第1項に該当する要件(下表※1参照)	概要(総括)	市民参加の手続の方法	委員公募の予定	会議の公開	実施時期(予定)
1 行政課 行政G	岩倉市行政改革行動計画	(2)	岩倉市行政改革行動計画は、第5次岩倉市総合計画における基本施策「31行政運営・財政運営」、 「32組織・人事マネジメント」を計画的に推進するため、各基本施策における個別施策に対して具体的な実施項目を示すとともに、各年度の取組と目標を定めて進行管理を行う。	岩倉市行政評価委員会 パブリックコメント手続	あり —	公開 —	令和3年6月 未定 実施期間：30日間
2 環境保全課 環境G	岩倉市環境基本計画	(2)	岩倉市環境基本計画は、10年間(2013年度～2022年度)を計画期間としており、次期計画を策定する。	岩倉市環境基本計画検討委員会 アンケート パブリックコメント手続	あり — —	公開 — —	令和3年度 2回 令和4年度 4回 令和3年8月 令和4年1月 実施期間：30日間
3 福祉課 障がい福祉G	第3期岩倉市地域福祉計画	(2)	第2期岩倉市地域福祉計画は、5年間(2018年度～2022年度)を計画期間としており、令和3年度、令和4年度の2か年で次期計画を策定する。	岩倉市地域福祉計画推進委員会 アンケート 意見交換会	なし — —	公開 — —	令和4年3月 令和3年10月 随時
4 学校教育課 学校教育G	岩倉市教育振興基本計画	(2)	岩倉市教育振興基本計画は、10年間(2017年度～2026年度)を計画期間としており、その中間年度において計画の見直しを実施する。	岩倉市教育振興基本計画推進委員会 パブリックコメント手続	なし —	公開 —	令和3年7月～令和4年2月 令和4年1月 実施期間：30日間

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(2-2) 令和3年度 市民参加手続の実施予定（既存計画の評価）
 令和3年度に既存計画の単年度評価（進捗管理等）を行う予定のものを公表しています。

担当課 ^{グループ} (c)	対象事業	第6条第1項に該当する要件（下表※1参照）	概要（総括）	市民参加の手続の方法	委員公募の予定	会議の公開	実施時期（予定）
秘書企画課 企画政策G 協働安全課 市民協働G	岩倉市自治基本条例 岩倉市市民参加条例	(1)	岩倉市自治基本条例及び市民参加条例の進捗状況を岩倉市自治基本条例審議会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市自治基本条例審議会	あり	公開	令和3年6月24日 7月5日 7月12日 7月19日 8月3日
協働安全課 市民協働G	岩倉市男女共同参画基本計画	(2)	岩倉市男女共同参画基本計画の進捗状況を岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会にて検証し、報告書を作成するもの。	岩倉市男女共同参画基本計画推進委員会	なし	公開	令和3年7月、12月
行政課 行政G	第2期岩倉市行政経営プラン	(2)	岩倉市行政経営プラン及び行政経営プラン行動計画に基づき岩倉市の行政改革の推進に関する重要事項について調査及び審議し、令和2年度計画及び5年間の計画期間に対する総括について評価結果報告書を作成するもの。	岩倉市行政経営プラン推進委員会 パブリックコメント	なし	公開	令和3年7～8月
環境保全課 廃棄物G	第5次岩倉市一般廃棄物処理計画	(2)	一般廃棄物のうち、ごみに関する処理計画を評価し、次年度の実施計画を策定するもの。	岩倉市廃棄物減量等推進協議会	なし	公開	令和4年3月
環境保全課 環境G	岩倉市環境基本計画	(2)	市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たすことで、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境の構築を実現するための計画の評価をするもの。	岩倉市環境審議会	なし	公開	令和3年6月
環境保全課 環境G	五条川自然再生整備等基本計画	(2)	五条川の自然生態系の保全を図り、生物多様性に配慮した市民参加の水辺環境づくりを旨とする計画の評価をするもの。	岩倉市環境審議会	なし	公開	令和3年10月
福祉課 障がい福祉G	第2期岩倉市地域福祉計画	(2)	岩倉市地域福祉計画の進捗状況を岩倉市地域福祉計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市地域福祉計画推進委員会	なし	公開	令和3年10月 令和4年2月
福祉課 障がい福祉G	第5期岩倉市障がい者計画、第5期岩倉市障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画）	(2)	岩倉市障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進捗状況を岩倉市障害者計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市障害者計画推進委員会	なし	公開	令和3年10月 令和4年2月
福祉課 障がい福祉G	岩倉市自殺対策計画	(2)	岩倉市自殺対策計画の進捗状況を岩倉市自殺対策計画推進委員会にて評価するもの。	岩倉市自殺対策計画推進委員会	なし	公開	令和3年10月 令和4年2月
子育て支援課 児童G	第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画	(2)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定めた計画の実施状況を評価するもの。	岩倉市子ども・子育て会議	なし	公開	令和3年8月

※1 第6条第1項に該当する要件は、以下のとおりです。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

政策提案に対する検討結果について

令和 2 年 1 2 月 1 1 日

1. 提案内容について

名 称	桜のまち岩倉プロジェクト ～市民の花として「さくら」を～
受 付 日	令和 2 年 1 1 月 1 8 日
署 名 人 数	1 9 人
内 容	<p>①郷土の宝である「さくら」を大切に思う気持ちを醸成し、岩倉市がさらに桜のまちとして発展することを願い、市民の花として「さくら」を制定する。</p> <p>②市民の花に「さくら」が制定された折は、市制 5 0 周年記念事業として、桜を植樹する事業を行う。植樹先は公募により市内事業所や一般市民の所有する敷地を対象とする。</p>

2. 検討結果について

結 果	採択
理 由	<p>①四季折々の姿を見せる五条川の桜並木は、市民の心の拠り所となっており、桜のある風景は、本市及び市民の誇りであるといえます。</p> <p>本市の桜は、市民や来訪者に愛でられていることに加え、多くの市民がその保存や五条川沿いの環境美化に向けた活動に取り組んでいることも特徴のひとつです。</p> <p>この度の「市民の～」という表現は、市民の総意として将来に渡り「郷土の宝」を守り続けていく想いが込められているとともに、「さくら」を「市民の花」として制定することは、市民にとって、今にも増して郷土への愛着の醸成につながるものと考えます。</p> <p>なお、五条川の桜並木は、四季を通じて市民が集う憩いの場として親しまれており、「市民の木」としての趣きも色濃くあると思われるため、美しい花が咲く木という意味のある「花木（かぼく）」という言葉を用い、「市民の花木」としての制定を検討することとします。</p> <p>②市内では、五条川の桜並木に留まらず至る所で桜を見ることができます。市民の花として「さくら」を制定した折に、市制 5 0 周年記念事業として植樹事業を実施することは、市民に、「さくら」を郷土の宝として、より広く周知する機会になると考えます。</p> <p>なお、植樹の方法等については今後検討することとします。</p>

II 協働の推進に関する検証

(1) 協働による事業

1 条例の規定と現状について

第4次総合計画の構成を基準に、各担当課が実施する協働事業を「協働の取組状況シート 令和2年度実施事業」資料3として取りまとめました。事業ごとに概要とその協働相手、協働の形態、事業の決算状況、事業の実績や実施状況、協働の視点による評価を記載しています。このシートに基づいて取組状況を検証することで、岩倉市市民参加条例第21条の規定を検証することとしています。

第21条	協働による政策形成等
------	------------

・協働の形態

事業委託	行政が責任をもって担うべき分野として考えられている領域において、市民や市民活動団体、地域団体などが有する専門性・柔軟性・機動性などの特性を活用して、より効果的な取組やより良い市民サービスの提供を進めるため、事業の実施を委ねるもの。	11事業
事業共催	市民や市民活動団体、地域団体、事業者、行政などが事業主体となつて一つの事業を共同で実施する形態。実行委員会も含まれる。	14事業
補助・助成	市民活動団体や地域団体などが行う自発的・主体的な事業のうち、公益性の高い事業に対して、その団体の成長と自立や事業推進を促すために、行政が事業費の一部を補助・助成するもの。	10事業
事業協力	行政と市民活動団体等が、同じ目的のもと役割分担を定めて協力関係を結ぶ協働の形態。アダプトプログラム等が該当する。	20事業

※新型コロナウイルス感染症の影響により、全部が中止となった事業が28事業ありました。

・その他、詳細については、「協働の取組状況シート 令和2年度実施事業」資料3に記載していません。

2 令和3年度審議会で出た意見・論点

・コロナ禍において協働事業をどのように進めていくか。

3 令和3年度審議会の意見のまとめ

・多くの事業が新型コロナウイルスの影響により中止となっている。継続性を保つためにも、まちづくりに関する話し合いなど出来る事を一つずつ実施し、活動を広げていけたらよい。

協働の取組状況シート 令和2年度実施事業

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	(1) 事務事業名	(2) 開始年度 ① 事業開始 ② 協働開始	(3) 概要	IV. 協働事業			V. 実績		VI. 協働の視点による評価		
							(4) 協働の相手	(5-1) 令和2年度決算状況 ① 総事業費 ② 協働相手への支払額 ③ 国や県からの補助金	(5-2) 令和元年度決算状況 ①②③	実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価	
1	事業委託 事業協力	1. 安心していきたいと思います 1. 安心していきたいと思います	福祉課	市行事話通訳、要約筆記設置事務	①②不明	市民ボランティアの協力のもと、市が行う主な行事に手話通訳、要約筆記を設置している。	いわくら福祉市民会議 いわくら福祉市民協議会 いわくら福祉市民協議会	①8,000円 ②手話通訳謝礼8,000円 ③要約筆記謝礼0円 ④要約筆記謝礼30円	①156,800円 ②手話通訳謝礼56,800円 ③要約筆記謝礼100,000円 ④要約筆記謝礼30円	●手話通訳 【新成人のつどい】 【49周年記念式典】 ●要約筆記 【49周年記念式典】	市の主な行事に手話通訳、要約筆記を設置する事で、障がい者への社会参加及びコロナに対する理解促進を図られた。また、ボランティアの活動の場を充実させることができた。	積極的な制度の活用をお願いしたい。窓口にて案内してほしい。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からイベントの自費が削減された。これより派遣を依頼していた事業でコロナを機に協働の機会を喪失していく必要がある。特に要約筆記に関しては、難向を徹底している。	
2	事業委託 事業協力	1. 安心していきたいと思います 1. 安心していきたいと思います	福祉課	地域福祉計画推進事業	①平成25年度 ②不明	地域課題に対し地域住民主体で解決していくため、小学校区単位での取組を進めている。令和2年度は校区ごとに分かれてコロナ禍で地域の困りごとや工夫等の情報共有を行った。	いわくら福祉市民協議会 いわくら福祉市民協議会 いわくら福祉市民協議会	①240,752円 ②240,752円 ③30円	●いわくら福祉市民協議会 北小学校区 1回 南小学校区 1回 東小学校区 1回 五条川小学校区 0回 曾野小学校区 1回 校区連絡会 0回	社協に委託する形で、地域福祉活動の推進を行っている令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から会議を予定通りに開催することができなかった。一部地域で再年度作成した見守りマップを活用して整枝の見守りを開始した。	区長や民生委員等役について入はかりなので、幅広く声を掛けられたほうがよいのではないか。 新型コロナウイルスによる影響は大きい。今後の様子を見たい。新型コロナウイルスによる影響は大きい。今後の様子を見たい。新型コロナウイルスによる影響は大きい。今後の様子を見たい。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため会議の開催時期の繰り上げを見たい。新型コロナウイルスによる影響は大きい。今後の様子を見たい。新型コロナウイルスによる影響は大きい。今後の様子を見たい。		
3	事業委託	2. 自然と調和するおおいのあまるまち	環境保全課	五条川親水事業	①昭和61年度	岩倉の水辺を守る会に委託して、水辺まつりや竹林公園体験教室などのイベントを通じて、次世代を担う子どもたちにも自然の素晴らしさや川との付き合い方を学んでもらうことにも、市民に対する意識啓蒙を図る。また、在来種の保護・育成と外来種の対策の推進のため、五条川のカメの生息調査を協働により実施した。	岩倉の水辺を守る会 岩倉の水辺を守る会	①550,877円 ②550,877円 ③30円	【竹林公園体験教室】新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 【水辺まつり】同上 【親子魚つり教室】同上 【五条川下流域のカメの外来種調査・駆除】8/1、2及び10/30、11/1の2回に渡り調査を実施した。8月の調査では捕獲した110個体のうち108個体が、11月の調査では捕獲した111個体のうち99個体が、外来種であるアカミミガメであり、同時に駆除を行った。	岩倉の水辺を守る会に委託することで、多岐の人員が必要なカメの外来種調査・駆除が実施できている。在来種の保護・育成の部分においても、具体的な策について検討や実施についても必要がある。協働の視点では特になし。	岩倉の水辺を守る会に委託することで、多岐の人員が必要なカメの外来種調査・駆除が実施できている。在来種の保護・育成の部分においても、具体的な策について検討や実施についても必要がある。協働の視点では特になし。			
4	事業委託	2. 自然と調和するおおいのあまるまち	都市整備課	花のあるまちづくり事業	①平成8年度 ②平成13年度	市が実施する岩倉駅東西に四季折々の草花を植付ける「花のあるまちづくり事業」や東町地内の五条川護岸に「緑化ウォール」などとして草花を植付けているが、市民ボランティアにより植付けや維持管理をお願いしている。	ふれあい花の会 ふれあい花の会	【フラワーバンク】 ①23,056円 ②20円 ③30円 【花のあるまちづくり】 ①1,034,956円 ②1,034,956円 ③30円 【緑化ウォール】 ①410,756円 ②390,000円 ③30円	【フラワーバンク】 ①47,687円 ②20円 ③30円 【花のあるまちづくり】 ①1,407,721円 ②1,400,000円 ③30円 【緑化ウォール】 ①400,514円 ②390,000円 ③30円	存続するためには若い世代の参加が必要であり、市にも職員を増やすような働きかけをお願いしたい。	岩倉の高齢化はあるが、現在は協働による市民組織での花の植え付けや維持管理事業を行っている。しかし、今後の事業の継続については、考えしていく必要がある。			
5	事業委託	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	学校教育課	魅力ある学びづくり支援事業	①令和5年度	学校の主体性や独自性を大切にしながら取組を推進し、児童生徒や教員、地域社会にとって魅力ある学校となるよう取り組むもの。	市内小中学校 地域人材	①3,579,502円(UD講座6,000円除く) ②3,579,502円(UD講座6,000円除く) ③30円	市内小中学校の地域人材活用状況を毎年調査すること、学校間の情報共有を図る。	学校の事業計画に沿った幅広い人材活用が図られる。今後また支援が必要である。				
6	事業委託	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	スポーツ振興事業	①②不明	岩倉市スポーツ協会に委託し、スポーツ大会、教室を開催する。	岩倉市スポーツ協会	①606,000円 ②320,170円 ③30円	新型コロナウイルスの影響で、例年実施している主要な大会等は中止となった。 1大会(参加者485人)	各大会・教室をスポーツ協会の競技団体を中心に実施できおおり、子どもから高齢者まで幅広い世代のスポーツ振興に寄与している。	行政で担うことができないうる。専門的な分野をスポーツ協会のほうに担っていただく方が、効果的にスポーツ振興に取り組んでいる。			

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	(1) 事務事業名	(2) 開始年度 ① 事業開始 ② 協働開始	(3) 概要	IV. 協働事業			V. 実績		VI. 協働の視点による評価		
							(4) 協働の相手	(5-1) 令和2年度決算状況 ① 総事業費 ② 協働相手への支払額 ③ 国や県からの補助金	(5-2) 令和元年度決算状況 ① ② ③	実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価	
7	事業委託 3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	生涯学習課	地域スポーツ交流事業	① 平成21年度 ② 平成22年度	岩倉スポーツクラブに委託し、だけれども気軽にできるニュースポーツ大会を開催する。	岩倉スポーツクラブ	①500,000円 ②381,412円 ③0円	①500,000円 ②381,412円 ③0円	新型コロナウイルスの影響で、例年実施している主要な4大会は中止となった。1,205人の参加者	引き続き、ニュースポーツにも関心をもつてもらえるようなPR方法を研究していく。	日ごろの教室、またカローリンズ大会や球こり会等交流会的開催等、打ち合わせも定期的に行い、企画運営まで積極的に行われている。これにより、マンネリ化することなく充実したイベントを開催している。	企画運営にあたり、スポーツクラブ内で綿密に協議していただいた教室、交流会には多くは多くの市民の参加実績がある。	
8	事業委託 3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	生涯学習課	民俗資料企画展等委託	① 平成10年度 ② 平成13年度	市民有志による民具研究会への委託により、図書館階の民具の整理と郷土資料室の展示、企画展の開催及び電子台帳の整備を行う。	民具研究会	①484,268円 ②484,268円 ③0円	①555,892円 ②555,892円 ③0円	【企画展】「かつての町並みとその賑わい」2/3-14 2/16-28 来場者245人	民具研究会の委員の高年齢化が進んでおり、会の活性化が必要である。	委員の高年齢化により作業負担が年々大きくなってきている。	岩倉の歴史や民具資料等の知識が深い会員の活動により、民俗資料の整理や活用が進んでいる。	
9	事業委託 3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	生涯学習課	大型紙芝居の作成	① 平成13年度 ② 平成13年度	より大勢の人に伝えることができようとする大型の紙芝居等の読み聞かせの道具を作成する。	岩倉市図書館 型紙芝居等作成実行委員会	①66,000円 ②66,000円 ③0円	①66,000円 ②66,000円 ③0円	随時(木、金曜日中心) (活動者17名) 作成済みタイトル57点(中型紙芝居を含む)	学校の読み聞かせイベントなどへ、作成したものも貸出している。	保管場所が広がらなかったものの、今後のことも考えて、もう少し場所が必要。	子どもの読書活動の推進に貢献している。	
10	事業委託 5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	商工農政課	岩倉市観光まちづくり事業	① 平成25年度 ② 平成25年度	市民有志による「岩倉市観光情報ステーション」を開設し、観光情報の発信を行うとともに、観光まちづくり事業を企画・開催している。	特定非営利活動法人いわくらdeマルシェ	①10,467,192円 ②10,079,301円 ③0円	①13,922,202円 ②13,221,457円 ③0円	年間を通じて、観光情報の発信を行い、「いわくらランチスタンプラリー」や、「いわくらdeマルシェ」などのイベントを企画、開催した。	地域資源を活かしたイベントを実施することができ、より効果的な観光情報の発信が必要である。	市外からの集客を増やしていくことが課題である。	マルシェやヨーヨー事業などイベントの充実を図ることができた。	
11	事業委託 6. 市民とともに歩むまち	協働安全課	協働安全課	市民活動支援センター業務委託	① 平成22年度 ② 平成22年度	市民活動支援センターとして開設した市民活動支援センターの業務を委託した。発給団体に対して印刷された会報を配布し、活動支援のほか、活動内容の紹介をホームページ、情報誌・SNSなどにより積極的に行うとともに、団体設立や助成金に関する相談業務を実施した。	特定非営利活動法人ローカルイデオウェブいわくら	①7,240,080円 (消耗品費449,691円、通信運搬費162,254円) ②4,807,994円 ③0円	【センター登録団体数】238団体 【利用者数】22,050人 【利用件数】2,038件 【情報発信件数(岩倉駅地下通路モニター放映番組数)】346件	コロナ禍からこそ取り組むべき事業を自主事業で行うことができています。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、団体間の意見交換を妨げることも出てきました。オンラインで活動の一定のスタンスのみでなく、全員が団体に繋がりをもち、同じレベルで市民相談など親身に対応できるとよい。	より協働安全課と綿密に連携を取り、協働のまちづくりに寄り添い、中間支援組織として役割を果たしている。コロナ禍において、団体の組織的な活動を支援するために、オンラインで活動の場を確保の充実にも取り組んでほしい。	事業の必要に応じ業務改善に取り組み、市民団体の思いに寄り添い、中間支援組織として役割を果たしている。コロナ禍において、団体の組織的な活動を支援するために、オンラインで活動の場を確保の充実にも取り組んでほしい。	事業の必要に応じ業務改善に取り組み、市民団体の思いに寄り添い、中間支援組織として役割を果たしている。コロナ禍において、団体の組織的な活動を支援するために、オンラインで活動の場を確保の充実にも取り組んでほしい。	
12	事業共催 1. 安心していきいきと暮らせるまち	長寿介護課	長寿介護課	高齢者地域見守り事業	① 平成19年度 ② 平成19年度	認知症の理解を深めるため、小学校や市内の企業などに働き、認知症サポーター養成講座を実施している。	いわくら認知症ケアアクトハイサー会	①198,181円 ②0円 ③0円	【認知症サポーター養成講座】6回(受講者 271人)市内小学校ほか	認知症関係のボランティア団体として、市民目線になった認知症に関する啓発活動を行っている。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、映画上映会を中心とし、認知症サポーター養成講座は例年より少ない回数となった。	認知症関係のボランティア団体として、市民目線になった認知症に関する啓発活動を行っている。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、映画上映会を中心とし、認知症サポーター養成講座は例年より少ない回数となった。	認知症関係のボランティア団体として、市民目線になった認知症に関する啓発活動を行っている。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、映画上映会を中心とし、認知症サポーター養成講座は例年より少ない回数となった。	協働体制がとられており、ケアアクトハイサー会の活動も活発であり、実績も上がっている。今後も連携し、継続的な活動実施や支援方法を検討していく。	
13	事業共催 1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課	健康課	保健推進員活動支援事業(活動費・会議・研修)	① 昭和63年度 ② 昭和63年度	健康いわくら21(第2次)計画を推進し、市民が自ら健康づくりに取り組むことを支援するために、各行政区に委嘱された保健推進員が、地区毎に保健師と共に健康づくりに関する教室等を企画・実施している。行政区ごとに活動費交付金を交付。	保健推進員	①909,082円 ②活動費交付金(報酬なし) 879,532円 ③0円	【地区活動】79回(1,160人) (内訳) ・健康教室 25回(510人) ・研修等 22回(296人) ・研修等 22回(354人) 【活動費交付金】879,532円 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4月～6月まで中止した。新たな活動が実施できた。	地区ごとの取り組みにも関心を持ち、自分の地区に健康づくりに取り組んでほしい。健康づくりに取り組んでほしい。健康づくりに取り組んでほしい。	地区ごとの取り組みにも関心を持ち、自分の地区に健康づくりに取り組んでほしい。健康づくりに取り組んでほしい。健康づくりに取り組んでほしい。	地区ごとに健康づくりに取り組んでほしい。健康づくりに取り組んでほしい。健康づくりに取り組んでほしい。		

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	(1) 事務事業名	(2) 開始年度 ① 事業開始 ② 協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和2年度決算状況 ① 総事業費 ② 協働相手への支払額 ③ 国や県からの補助金	(5-2) 令和元年度決算状況 ① ② ③	V. 実績 実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価
14	事業共催	1. 安心して暮らすためのいきいきと暮らすおおいのまち 2. 自然と調和した安全で暮らすおおいのまち	健康課	食の健康づくり推進員活動支援事業(会議、学習会)	① 平成4年度 ② 平成16年度	健康わくわくら21(第2次)計画の食生活改善を推進するため、次の形態で活動している。 ① 市の健康事業に協力 ② 保健推進員地区活動での普及 ③ 自主グループの活動(自主活動) ④ 栄養教室の開催(自主活動) ⑤ 他団体への活動協力	食の健康づくり推進員	①0円 ②0円 ③0円	①96,028円 ②0円 ③0円	【研修】4回(62人) ※保健推進員地区活動の講師、栄養教室、JA愛知北等が協働で栄養の養成、育成を行い、継続的に活動が展開できる体制を整えていくことが課題である。	市民全体への食育の知識の普及啓蒙に向けて調理実習を含めた学習や啓蒙媒体を活用し、様々な場で積極的に活用して啓蒙してきた。また、学習したことを市民に届けること、特に直接交流が返ってくることでやりがいにつながっていたが、今後は、新型コロナウイルス感染症予防に配慮した学習会のあり方や啓蒙媒体の作成を検討する必要がある。	推進員が活動を行うために必要な知識を深めるための各種団体等への支援の活動を取り入れながら広げている。	
15	事業共催	2. 自然と調和した安全で暮らすおおいのまち	協働安全課	防犯推進事業	① 平成16年度	【犯罪撲滅啓発活動】 年2回、防犯ネットワーク会議の構成員を中心に街頭での啓発活動を実施する。 また、年末に、青色防犯パトロール出発式と江南警察署が実施する年末特別警戒を併せて開催する。 【青色回廊防犯パトロール講習会】 江南警察署が実施する講習会への参加に対する支援を行う。	防犯ネットワーク会議 地域安全パトロール隊(市、行政区、学校、警察、各種団体、事業者)	①啓発物品等 ②0円 ③0円	①啓発物品等 ②0円 ③0円	【犯罪撲滅街頭啓発活動】 夏の街頭啓発活動(中止) 年末の街頭啓発活動12/17(中止) 【年末青色防犯パトロール合同出発式】 12/17(約40名) 【青色回廊防犯パトロール講習会】 11/12(26名)、11/13(44名)	コロナ禍における啓発活動についての検討が必要。 新顔団体の加入や、団体内の世代交代などの活性化が必要。	各団体における防犯活動中の課題等が共有できるとよい。	防犯関係団体と協力しながら活動を実施できている。
16	事業共催	2. 自然と調和した安全で暮らすおおいのまち	協働安全課	交通安全事業	【交通安全推進協議会】 ① 昭和56年度 ② 昭和57年度	【交通安全推進協議会】 交通安全推進協議会を実施するとともに、交通事故防止に関する情報提供を行う。	交通安全推進協議会	①啓発物品等 ②0円 ③0円	①啓発物品等 ②0円 ③0円	【街頭指導】 毎月1回と春季を除く各季の運動期間中に1回実施(委員数:108名) 【交通安全宣言セレモニー】 10/4(中止)	地域の安全を守っていくために、今後必要な活動である。	関係団体と協力しながら事業を実施できている。	関係団体と協力しながら事業を実施できている。
17	事業共催	2. 自然と調和した安全で暮らすおおいのまち	協働安全課	交通安全事業	【五条川交通安全少年団】 ① 昭和52年度 【交通安全母の会】 ① 平成3年度	【交通安全推進協議会】 五条川小学校の児童と構成する五条川交通安全活動を実施(全年度中止) 【交通安全母の会(会員50名)】 街頭啓発活動(中止) 各幼稚園で交通安全教室(各幼稚園)	五条川小学校児童及び保護者 市内幼稚園園児の保護者	①啓発物品等 ②0円 ③0円	①啓発物品等 ②0円 ③0円	【五条川交通安全少年団(団員30名、代表世話人4名、世話人5名)】 年3回、交通安全活動を実施(全年度中止) 【交通安全母の会(会員50名)】 街頭啓発活動(中止) 各幼稚園で交通安全教室(各幼稚園)	園児にとつと小さい頃から交通安全についての意識を高められることが、良い活動である。	今後も関係団体と協力し、児童や園児が楽しみながら交通安全活動を展開していきたい。	関係団体と協力しながら事業を実施できている。
18	事業共催	2. 自然と調和した安全で暮らすおおいのまち	環境保全課	【廃止】CO2削減キャンペーン	① 平成21年度	環境省が平成15年度から実施している「CO2削減ライトダウンキャンペーン」は、地球温暖化防止のためライトアップ施設や家庭の電気消費を呼びかけるもので、本市においてもその趣旨に賛同し市民参加型イベントとしてササンドルカヤスト工業教室及びびんセンターイベントを実施し、地球温暖化防止について広く周知している。	CO2削減ライトダウンキャンペーン実行委員会 市民、市民団体、行政、環境フェア実行委員会	①0円 ②0円 ③0円	①(消耗品費) 19,780円 ②0円 ③0円	環境省が令和元年度にこの事業を廃止したことにより、本でも令和2年度より実施をやめることになった。	いわくから市民ふれあいまつり及び岩倉市環境フェアに先駆け、市民及び団体等の協力を得て、市内各施設に実施できない団体等について、期間内に自主的に計画を立て、実施するものとする。	参加する市民の人数を増やして、ごみ減量化と資源化の啓蒙を広く展開していく必要がある。	参加する市民の人数を増やして、ごみ減量化と資源化の啓蒙を広く展開していく必要がある。
19	事業共催	2. 自然と調和した安全で暮らすおおいのまち	環境保全課	クリーンチャエックいわくら	① 平成12年度 以前	地域の環境美化活動を行い、ごみの減量化と資源化の啓蒙を図る。	市民、市民団体、行政、環境フェア実行委員会	①(消耗品費) 0円 ②0円 ③0円	①(消耗品費) 213,494円 ②0円 ③0円	環境省が令和元年度にこの事業を廃止したことにより、本でも令和2年度より実施をやめることになった。	総論の観点では特になし。	参加する市民の人数を増やして、ごみ減量化と資源化の啓蒙を広く展開していく必要がある。	参加する市民の人数を増やして、ごみ減量化と資源化の啓蒙を広く展開していく必要がある。
20	事業共催	3. 豊かな心を育みながら暮らすおおいのまち	生涯学習課	成人式事業	① 平成13年度	新成人により、構成される実行委員会により、構成される実行委員会、運営を行う。	新成人のついで実行委員会	①896,326円 ②379,418円 ③0円	①946,619円 ②434,034円 ③0円	新成人の実行委員(15人、参加者数354人)	中学校からの推薦者を中心に実行委員を募り、円滑に会議を進めることができた。	毎年実行委員の自由発想により企画・運営がなされている。互いの成長を確認しあえる場となっており充実したイベント内容となっている。	毎年実行委員の自由発想により企画・運営がなされている。互いの成長を確認しあえる場となっており充実したイベント内容となっている。
21	事業共催	3. 豊かな心を育みながら暮らすおおいのまち	生涯学習課	シニア大学	① 平成21年度	60歳以上を対象とする生涯学習講座で健康学部・健康学部・社会学委員が企画をする。	シニア大学企画委員	①生涯学習センター指定管理料から講師謝礼金等 ②40,000円 ③0円	①生涯学習センター指定管理料から講師謝礼金等 ②30,000円 ③0円	下半期を通して健康学部(健康学部・社会学部を5回ずつ開催) 人(全14回、受講者数延べ343人) 型新型コロナウイルス感染症の影響により、後期分のみで開催となった。	企画委員が高齢化しており、企画委員を募集するが、手がいらないのが懸念事項となっている。	企画委員が高齢化しており、企画委員を募集するが、手がいらないのが懸念事項となっている。	企画委員が高齢化しており、企画委員を募集するが、手がいらないのが懸念事項となっている。

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章を生かした活動	III. 担当部署	(1) 事務事業名	(2) 開始年度 ① 事業開始 ② 協働開始	(3) 概要	IV. 協働事業			V. 実績			VI. 協働の視点による評価		
							(4) 協働の相手	(5-1) 令和2年度決算状況 ① 総事業費 ② 協働相手への支払額 ③ 国や県からの補助金	(5-2) 令和元年度決算状況 ① ② ③	実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価		
22	事業共催	5. 地域資源を生かした活動	商工農政課	市民農園運営事業	① 平成25年度 ② 平成26年度	市民農園として、各小中学校6つに市民農園として場所を整備。運営自体は、各市民農園毎に運営協議会を設置して運営している。	市民による運営協議会	①00円 ②00円 ③00円	①144,000円 ②144,000円 ③00円	市内に5箇所設置(うち169区画空き)	協議会の役員の手が空いていない。協働の機会を設けて欲しい。	協議会の役員と協力しながら運営ができた。			
23	事業共催	5. 地域資源を生かした活動	商工農政課	農業体験塾	① 平成19年度 ② 平成27年度	農地を借り農業に興味を持ってもらう。農家等から指導を受ける。農産物の販売から収穫までを行う。	市内農家等	①246,000円 ②246,000円 ③00円	①144,000円 ②144,000円 ③00円	原則毎週日曜日(参加人数32名)講師の指導を受けながら多品目の野菜の栽培に取り組んだ。	塾生の減少が続いている。講師の方から辞任の意向が示されている。	市内農家を講師として招き、農地の遊休化防止に役立っている。			
24	事業共催	5. 地域資源を生かした活動	商工農政課	野菜の広場事業	① 平成7年度	市内の農家のグループが毎週水・土曜日に岩倉駅東西地下連絡道で新鮮な野菜の即売を行っている。	市内農産物生産者	①00円 ③00円	①00円 ③00円	原則、毎週水・土曜日開催し、野菜等を販売。会員数は5名。新型コロナウイルス感染症の影響により、4月、5月は即売を中止した。	会員の減少及び高齢化が深刻であるため、市と解決策を協議していきたい。	会員の減少に伴い、広場の運営にかかる会員の負担が増している。			
25	事業共催	5. 地域資源を生かした活動	商工農政課	食育推進事業	① 昭和三十九年度 ② 昭和三十九年度	消費生活講座等での料理教室の開催。安心、安全な地元野菜の品質向上や農業振興のための農業フェアを実施。	消費生活モニター 農業フェア運営協議会 愛知北農業協同組合	①00円 ②00円 ③00円	①00円 ②00円 ③00円	【農業フェア】新型コロナウイルス感染症の影響により中止 【消費生活講座での料理教室】1/30(参加人数11名) 【パケツ苗】新型コロナウイルス感染症の影響により中止	食育については、健康都市宣言をはじめ、市の数々の方針や計画に組み込まれているので、それぞれ統一性を持たせしていきたい。	担当課間での連絡を密にしなが取り組みを進める必要がある。			
26	助成・補助	1. 安心して暮らせるまち	長寿介護課	老人クラブ補助金	① 平成16年度	老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主組織で、自らの生活を豊かにする楽しい活動や地域を豊かにする社会活動に取り組んでいる。	岩倉市老人クラブ連合会	①7,285,241円 ②4,257,000円 ③990,000円	①8,233,858円 ②4,351,000円 ③1,091,000円	【さくららの家】 ①老人クラブ介護予防・健康づくり事業 19回 555人 ②老人クラブ文化部 57回 577人 ③老人クラブ会議等 6回 93人 【南部老人の会】 ①老人クラブ介護予防・健康づくり事業 16回 226人 ②老人クラブ文化部 40回 439人 【地域貢献活動等】 戸別ゆうあい訪問等(マコーカクシナーチケケット申請代行)	市や関係機関と連携協力体制がとれている。今後とも会員相互の生きがいづくり、仲間づくりに取り組み、高齢者の健康づくりやイベントの開催、地域貢献やイベントの開催、地域活動や高齢者の健康づくり、生きがいづくり、仲間づくり、生きがいづくり、仲間づくりを推進している。	高齢者人口が増加しているが、活動についても見直し、事業内容も関係団体との交流や協力関係を確認していき、よりよい取り組みができるようにしたい。			
27	補助・助成	2. 自然と調和した安全で暮らせるまち	子育て支援課	子ども会育成事業	① 昭和三十九年度 ② 昭和三十九年度	岩倉市子ども会連合協議会および単位数子ども会の運営事務や活動補助を行っている。	岩倉市子ども会連合協議会 単位数子ども会	①子ども会育成費 1,818,679円 ②1,362,950円 ③00円	①子ども会育成費 2,060,518円 ②1,394,350円 ③00円	年少リレー講習会 中止 各種行事 中止 役員研修会 中止	行事の開催について暫くあつて安全を最優先として中止の判断をした。	各行事の中止が相次ぐ中で、役員の手が空いていない。活動が止まらずに、事業内容も関係団体との交流や協力関係を確認していき、よりよい取り組みができるようにしたい。			
28	補助・助成	2. 自然と調和した安全で暮らせるまち	協働安全課	防災対策用備品等整備補助事業	① 平成23年度	災害時に地域住民の安全を確保するため、必要とする備品の購入を補助し、市により適正な処理を行う。	自主防災会	①741,000円 ②741,000円 ③00円	①944,000円 ②944,000円 ③00円	【防災対策用備品等整備費補助金】 14回災害16件(計741,000円)	補助金の申請が複雑で簡略化してほしい。	自主防災会による、防災対策の推進が実施できている。積極的に差が広がるため、全体的心がけてほしいと感じる。			
29	補助・助成	2. 自然と調和した安全で暮らせるまち	環境保全課	分別収集、古紙と古着の日	① 昭和三十九年度 ② 昭和三十九年度	家庭から排出される資源物(古紙、古着類)等を、行政区の協力のもと分別収集集積場にて収集し、市により適正な処理を行う。	市民行政区	①10,281,560円 ②1,743,800円 ③00円	①10,245,744円 ②1,785,600円 ③00円	各行政区ごとに決められた場所で行った。回収量が減少している。	協働の視点では特になし。	行政区の協力のもと、資源物の推進が実施できている。積極的に差が広がるため、全体的心がけてほしいと感じる。			
30	補助・助成	2. 自然と調和した安全で暮らせるまち	環境保全課	地域ねこ遊覧・去勢手術補助金	① 平成22年度	市内に生息する飼い主のいないねこ(地域ねこ)の不必要な繁殖、周囲に対する迷惑の未然防止及び人と地域ねこが共生しながら市民の快適な生活環境の確保を図るため、地域ねこの遊覧・去勢手術に要する費用の一部を、岩倉市の会【補助金】(令和2年12月分以前)オス猫去勢 1頭あたり 6,500円メス猫遊覧 1頭あたり 8,000円(令和3年1月分以降)上記金額を「上限」として全額を補助するよう変更した。	岩倉市の会	①225,000円 ②140,600円 ③00円	①225,000円 ②87,000円 ③00円	オス猫去勢 6頭×6,100円 = 36,600円 メス猫遊覧 13頭×8,000円 = 104,000円	補助金の金額が5,000円ずつ増額したこと、団体の負担が大幅に減ったため、活動しやすくなった。	遊覧・去勢手術をはじめ、岩倉市の会が一手に担っている。補助金の交付が団体などから多岐にわたるため、活動の推進が実施できている。積極的に差が広がるため、全体的心がけてほしいと感じる。			

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	(1) 事務事業名	(2) 開始年度 ① 事業開始 ② 協働開始	(3) 概要	IV. 協働事業			V. 実績		VI. 協働の視点による評価		
							(4) 協働の相手	(5-1) 令和2年度決算状況 ① 総事業費 ② 協働相手への支払額 ③ 国や県からの補助金	(5-2) 令和元年度決算状況 ① ② ③	実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価	
31	補助・助成	3. 豊かな心を育みながら個性を伸ばすまち	生涯学習課	スポーツ指導者養成事業	① 平成13年度 ② 平成14年度	初心者が取り組みやすいユニークなスポーツの指導者や、スポーツ少年団の指導者の質を高めるために補助事業を行っている。	岩倉市スポーツ協会 岩倉スポーツクラブ	①100,000円 ②5,000円 ③0円	①100,000円 ②15,080円 ③0円	カラーリング指導者公認指導員登録補助者 2人	市民の求めている取り組みや新しいニーズを研究するとともに、指導者育成や競技技術レベルを高められるような資格の調査及び周知をする必要がある。	引き継ぎ市民の求めているニーズを研究し、安全に安心して運動に取り組めるように、指導者などの確保に努めていく。	スポーツを安全に行う上で指導者を確保することは重要であり、今後も継続して事業を行う必要がある。	
32	補助・助成	4. 快適で利便性の高い魅力あるまち	都市整備課	岩倉駅東地区再開発推進事業	① 平成28年度	都市計画道路桜通線の事業を受け、今後整備が望まれる都市計画道路江津岩倉線の整備を見据え、岩倉駅東地区のまちの将来像を検討するワークショップを役員で実施している。	岩倉駅東地区再生協議会	①0円 ②0円 ③0円	①426,291円 ②300,000円 ③0円	【会議等】5/13, 6/20, 10/6	駅東地区の将来像に対する研究ができ、役員の高齢化が進んでいる。	桜通線は事業中であるが、江津岩倉線については未だに事業が進んでいない。	勉強会では、駅東地区の将来像を具現化しようとするため、地域住民や市に財力やマンパワーが不足しているということが分かった。協議会は、市に具現化のため、要望を行うだけでなく、民間の力を借りながら、不足している部分をどう補っていくかを検討する必要がある。また、市としても他の事業と比較検討し、事業の優先度を決める必要がある。	
33	補助・助成	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働安全課	市民活動助成金事業	① 平成24年度 ② 平成25年度	まちづくりや地域課題を解決する事業に取り組みたい団体に対し、対象経費の一部を助成している。はじめる一歩コース、ステップアップコース、イベントコースの3種類がある。	市民活動団体	①374,000円 (審査委員会報酬 95,000円) ②助成金総額279,000円 ・はじめの一歩コース (4団体) 30,000円 ・ステップアップコース (4団体) 205,000円 ・イベントコース (1団体) 44,000円 ③0円	①728,000円 (審査委員会報酬 95,000円) ②助成金総額633,000円 ・はじめの一歩コース (1団体) 32,000円 ・ステップアップコース (10団体) 588,000円 ・イベントコース (1団体) 28,000円 ③0円	3/6 企画提案発表会	多くの団体が、公益性のある事業を企画することが出ているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった事業があり、サポートが必要となった。担当課としては、団体のイベントPR等の施設の設置を積極的に行うことができてきている。中間支援組織である市民活動支援センターにおいて、団体のイベント実施や書類等手続きにおいて支援や助言ができていく。	財政的な支援こととまらず、会議開催や広報活動、更なる支援を期待する。通時相談のついでにも、事業の実施に向けサポートしてもらえらるはありがたい。	事前の事業計画の検討(イベント開催スケジュールや備前)が十分でない事業があるため、無理なく確実に高い計画を立てることができるよう支援が必要である。新型コロナウイルス感染症の影響により、従来では思われていた状況のため、地域課題解決のため、取り組みが見られた。	
34	補助・助成	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働安全課	区専補助助成事業	① 昭和三十九年度	行政区(30区)に対し、区の運営に関する経費の一部を補助している。	行政区	①3,774,220円 ②3,774,220円 ③0円	①3,623,400円 ②3,623,400円 ③0円	21,966世帯、4事業(各区)に対して1世帯あたり170円、区の職歴事業1事業あたり10,000円を補助)	補助金が区の運営に役立つ。	世帯割の単価を170円/世帯と増額し、行政区に積極的に加入してもらえらるよう努力するようになった。		
35	補助・助成	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働安全課	国際交流事業補助事業	① 平成25年度	「日本語ひろば」や「外国人健康相談・法律相談」、「料理教室」など国際交流関係事業を実施する団体に対し補助をしている。	岩倉市国際交流協会	①670,676円 ②168,000円 ③0円	①1,356,683円 ②520,000円 ③0円	【国際交流セミナー】17人 【モンゴル留学生受入事業】中止 【東小夢くらぶ交流支援】多数参加 【ホームステイ】中止 【各種イベント】世帯のお惣菜(Facebook)にレシピ掲載、お返し愛まつり(中止) 【日本語ひろば】中止 【英語をしゃべろう会】多数(上半期はオンライン開催)	国際交流協会は団体として自立しており、事業を実施するに当たっても十分な体制ができていて、コロナ禍においても、オンライン開催を実施するなど、柔軟に事業を行うことが出来ている。	国際交流協会は団体として自立しており、事業を実施するに当たっても十分な体制ができていて、コロナ禍においても、オンライン開催を実施するなど、柔軟に事業を行うことが出来ている。		
36	事業協力	1. 安心していきいきと暮らせるまち	福祉課	赤ちゃん訪問事業	① 平成21年度	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で安心して子育てが出来るように、子育てに関する様々な不安や悩みを懸くことにも子育て支援に関する情報提供を行う。	民生委員・児童委員	①2,970,500円 ②72,000円(謝礼) ③1,800,000円	①2,989,500円 ②75,000円(謝礼) ③1,800,000円	家庭訪問数429件	赤ちゃんが生まれた家庭を訪問することにより、民生委員・児童委員の周知を図る。地域の子育ての状況や困りごとができていく。	赤ちゃんが生まれた家庭を訪問することにより、民生委員・児童委員の周知を図る。地域の子育ての状況や困りごとができていく。	新型コロナウイルスの影響で直接の訪問と面談による訪問が、工夫を凝らすことで積極的に取り組むことで事業の目的を概ね達成できている。	
37	事業協力	1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課 福祉課	赤ちゃん訪問事業 支援	① 平成21年度 ② 平成28年度	民生委員・児童委員が行う赤ちゃん訪問において、専門的な相談があった場合等の助言を行う。	民生委員・児童委員	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	赤ちゃん訪問回数6回 福祉課から照会があった事例に関する情報提供を実施 9件	地域の赤ちゃんの状況を情報共有ができて、後の支援につなげられている。	地域の民生委員・児童委員の訪問は自前し、電話による支援を実施した。子育てに関する不安を軽減することや子育てに関する必要な情報を提供することができ、地域間のつながりが推し進めることができた。	地域において役割を分担し、育児支援ができていく。	

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章 1. 安心していまきまをもち 2. 安心して暮らせるまち	III. 担当部署 健康課	(1) 事務事業名 健康マイレージ事業 【廃止】子育て支援	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	IV. 協働事業			V. 実績			VI. 協働の視点による評価		
							(4) 協働の相手 市内協力店舗 市内公民館 民生委員・児童委員 個人ボランティア 岩倉語り部の会 岐阜の空襲を記録する会 老人クラブ 母親クラブ	(5-1) 令和2年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	(5-2) 令和元年度決算状況 ①②③	実施日や参加者数など 協力店舗数 19店舗 まいか発行数 129枚 (歳69枚・アプリア60枚)	(1) 成果・課題・要点 愛知県と協働で利用するアプリア「あいら健康プラス」の取行的導入により、まいかの発行数が昨年度より増加した。	(2) 相手方の意見 登録店舗には、市民が健康づくりに関する健康プラスの取柄づくりに、無償で協力していただいている。	(3) 担当課の評価 市民にとっては、健康づくりに取り組むこと、協力店舗のサービスも受けられることができる有益な事業となっている。アプリアの利用者を増やしていきたいよう、今後も周知啓発に力を入れていきたい。		
38	事業協力	1. 安心して暮らせるまち	健康課	健康マイレージ事業	①平成26年度	健康づくりに継続的に取り組むことや健康診断を受けること、市内の公民館や健康利用する「まいか」を発行する。愛知県内の協力店舗には、優待・サービスの提供に協力してもらう。	市内協力店舗 市内公民館 民生委員・児童委員	①87,120円 ②0円 ③0円	①85,536円 ②0円 ③0円	協力店舗数 19店舗 まいか発行数 129枚 (歳69枚・アプリア60枚)	愛知県と協働で利用するアプリア「あいら健康プラス」の取柄づくりに、無償で協力していただいている。	登録店舗には、市民が健康づくりに関する健康プラスの取柄づくりに、無償で協力していただいている。	市民にとっては、健康づくりに取り組むこと、協力店舗のサービスも受けられることができる有益な事業となっている。アプリアの利用者を増やしていきたいよう、今後も周知啓発に力を入れていきたい。		
39	事業協力	1. 安心して暮らせるまち	健康課	【廃止】子育て支援	①平成15年度	民生委員・児童委員が行う子育て支援活動への支援。(健康教育や育児相談)	民生委員・児童委員	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	子育て支援センターが赤藓しした生委員としての活動が終了したため					
40	事業協力	1. 安心して暮らせるまち	子育て支援課	児童館運営事業	①平成21年度 ②昭和49年度 ③平成24年度	【百人一首大会】 歴史的にも古く小学生から6年生までハンデなしで競う。 【平和を考える会】 岩倉語り部の会、岐阜の空襲を記録する会の協力を依頼し、子どもたちに平和の大切さを考える会を開催している。 【地域交流会】 岐阜の空襲を記録する会、愛知県の空襲を記録する会、老人クラブ、母親クラブとの交流を図る。 【おこしものづくり】 新型コロナウイルス感染症感染防止のための、第六児童館以外での開催を中止した。 【おこしものづくり】 愛知県の郷土料理である「おこしもの」を母親クラブと共に作る。	①(児童館総務費・児童館運営事業費) 16,253,000円 ②35,066円 ③0円	①(児童館総務費・児童館運営事業費) 16,754,036円 ②175,000円 ③0円	職員以外の知恵や手をお借りすることや、行事だけでなく日々の児童館活動で助けていただける新しい人材の発掘に努めたため、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。			児童館にも参加する側も高齢者が多いことから早い段階で中止と決定した。	コロナ禍でも行うことができ、協力者が参加者の安全を最優先に考え、中止とした。		
41	事業協力	2. 自然と調和した安全で暮らしやすいまち	環境保全課	フラワーリサイクル事業	①平成24年度	市民モニターによる生ごみのほかしあえを稲藁ハウスにて堆肥化し、それにより花苗づくりに取り組む。市民モニターに譲渡する。	市民モニター わくわく会	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	40名程度の市民モニターが生ごみを持ち寄り堆肥化を行うもの。例年毎月第4金曜日を実施していたが新型コロナウイルス感染症防止のため6/28、7/31の2回のみで実施した後8月以降中止している。	市民モニターを増やしている。市民モニターへの協力を考えている。協働相手との意見を聞き、事業を実施することになった。人員不足である。	市民団体と今後の方向性等について協議する必要がある。			
42	事業協力	3. 豊かな心を育みながら暮らしやすいまち	学校教育課	学校給食事業	①昭和53年度	各小中学校のPTAの代表を委員に含めた学校給食センター運営委員会を年に数回開催し、給食センターの運営に関する重要な事項及びこれに伴う調査研究を行い、給食センターの運営方針を決定する。また、献立作成や食料調達についてはPTAの代表を含め決定している。	学校給食センター運営委員会の代表 保護者の代表	①35,000円 ②学校給食センター運営委員会報酬 35,000円 ③0円	①65,000円 ②学校給食センター運営委員会報酬 65,000円 ③0円	【学校給食センター運営委員会】 年1回 【献立作成委員会】年6回(うち保護者代表の参加 5回) 【物資調達委員会】年12回(うち保護者代表の参加 9回)	・給食センターの業務内容や運営状況が分かり、意見を言うことができた。 ・献立作成や食料調達などにより保護者視点での意見が聞けることになり、意見を言うことができた。	・各委員会において、PTAの代表者が委員に入り会談に出席していただくことにより保護者視点での意見を聞き、事業を実施することができた。			
43	事業協力	3. 豊かな心を育みながら暮らしやすいまち	生涯学習課	点訳図書作成	①昭和59年度	視覚障がいがある人のため、図書を点字に訳す。図書に所蔵する。	岩倉点字くすのきの会	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	第2,4金曜日 活動者9名 蔵書157タイトル	点訳図書を図書館に所蔵する。視覚障がいがある人も読書を楽しめる環境を提供している。	今後も定期的に点字図書の書籍を充実させている。	障がい者が利用できる図書資料の充実がされている。		
44	事業協力	3. 豊かな心を育みながら暮らしやすいまち	生涯学習課	録音図書の作成	①昭和63年度	視覚障がい者をはじめとした視覚障がいのある方に、図書を録音し、図書館に所蔵する。	岩倉市市民センター あめんぼ	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	随時 (活動者25名) 蔵書100タイトル	録音図書を図書館に所蔵する。視覚障がいがある人も読書を楽しめる環境を提供している。	より多くの人に知ってもらい、利用されるようにしてほしい。	障がい者等が利用できる図書資料の充実がされている。		
45	事業協力	3. 豊かな心を育みながら暮らしやすいまち	生涯学習課	おはなし会の実施	①昭和59年度	子ども向けに絵本の読みかきや紙芝居の上演を行う。季節に合わせた特別なおはなし会も行う。	岩倉市図書館おはなし会	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	新型コロナウイルスの影響で、活動日数、規模を縮小しての開催となった。 (活動者16名)	おはなし会をきっかけにして、図書館に親しむ子どもを増やしている。	図書館での活動をより一層充実させたい。	子ども読書活動推進に貢献している。		

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	(1) 事務事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	IV. 協働事業			V. 実績		VI. 協働の視点による評価		
							(4) 協働の相手	(5-1) 令和2年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	(5-2) 令和元年度決算状況 ①②③	実施日や参加者数など	(1) 成果・課題・要点	(2) 相手方の意見	(3) 担当課の評価	
46	事業協力 事業協力 事業協力	4. 快適で利便性の高い暮らし力あるまち	上下水道課	応急給水訓練	①②不明	ア. 市の防災訓練にて、市民のガマと共に非常用給水袋を使用した応急給水訓練を実施している。 イ. 愛知県尾張水道事務所 イ. 愛知尾張水道事務所	ア. 市内住民	①00円 ②0円 ③0円	①00円 ②0円 ③0円	ア. 防災訓練は中止。 非常用給水袋を1,000袋購入した。従来購入していた10リットル入りのタイプは水を入れにくい。軽負えなるタイプ(6リットル入り)の袋に変更した。 イ. 【応急給水支援設備の操作方法を習得することができた。】 イ. 【応急給水支援設備の操作方法を習得することができた。】 イ. 【応急給水支援設備の操作方法を習得することができた。】 イ. 【応急給水支援設備の操作方法を習得することができた。】	ア. 特になし イ. 特になし	ア. 防災訓練は中止となったが、給水活動の内容を認識してもらうため、今後も事業を継続していく。 非常用給水袋。今後も軽負えなるタイプで6リットル入りのものを購入していく。	イ. 応急給水支援設備は巨大地震等の災害発生時に使用するため、今後も事業を継続していく。 バルブ操作や資材の扱いについて経験を積むことが重要である。	
47	事業協力	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	桜管理等事業	①不明 ②平成19年度	手の届く範囲の支柱枝や胴引き、ひこばえの剪定。市で購入した樹木専用肥料(グリーンバイエル)を打ち込む。施肥作業も協働で実施している。	市で購入した樹木専用肥料(グリーンバイエル)を打ち込む。施肥作業を年間8回実施。また、枯れ枝・腐朽枝などの支柱の剪定を合計9回実施。	①641,660円(肥料購入費用) ②47,224円(消耗品費用) ③0円	①00円 ②0円 ③0円	令和2年度をもって、高齢化等によりいわくら墓が解散となったため、今後の受け皿が必要。 市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、広報誌をより身近に感じてもらいたいこと、市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、広報誌をより身近に感じてもらいたいこと、市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、広報誌をより身近に感じてもらいたいこと、市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、	特になし	新たな観光ボランティアガイドの担い手発掘に向けた支援が必要。	地域の身近な行事や風景を多くの人に紹介すること、次で、岩倉市の良いところを広めることができている。	
48	事業協力	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	観光ボランティア事業	①②平成15年度	年間を通じて市内の観光ボランティアガイドを行っている。	いわくら墓	①00円 ②0円 ③0円	①00円 ②0円 ③0円	令和2年度をもって、高齢化等によりいわくら墓が解散となったため、今後の受け皿が必要。 市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、広報誌をより身近に感じてもらいたいこと、市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、	特になし	新たな観光ボランティアガイドの担い手発掘に向けた支援が必要。	地域の身近な行事や風景を多くの人に紹介すること、次で、岩倉市の良いところを広めることができている。	
49	事業協力	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	秘書企画課	広報モニター事業	①②平成23年度	広報モニター要綱に基づき委嘱された委員により地域の身近な話題等の情報提供及び取材協力が行われている。また、広報モニターから広報紙に対する意見が随時述べてもらい、広報紙の作成及び情報発信に反映している。	広報モニター	①00円 ②0円 ③0円	①00円 ②0円 ③0円	令和2年度をもって、高齢化等によりいわくら墓が解散となったため、今後の受け皿が必要。 市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、広報誌をより身近に感じてもらいたいこと、市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、	特になし	新たな観光ボランティアガイドの担い手発掘に向けた支援が必要。	地域の身近な行事や風景を多くの人に紹介すること、次で、岩倉市の良いところを広めることができている。	
50	事業協力	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	秘書企画課	まちづくり出前講座	①②平成20年度	市民等からの申出により行政の情報提供している。	市民等	①00円 ②0円 ③0円	①00円 ②0円 ③0円	市の計画や取り組み等について知識を深めてもらったことができた。	知識を深めることができた。	担当者が直接説明することで、ハンズオンなどでは伝えきれないことも伝えることができたので、制度や計画について理解を深めていく。ただただ効果的である。	情報格差の解消に向けた取り組みの1つとして重要な事業である。	
51	事業協力	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	秘書企画課	広聴いわくら音楽事業	①不明 ②平成13年度	市の広報紙を音訳し、目の不自由な人に提供している。	音楽の会あめんぼ	①00円 ②0円 ③0円	①00円 ②0円 ③0円	より多くの人に市政情報等を伝えることができていく。	団体の力による活動の1つとして、市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、	市民活動に興味を持ってもらうこと、市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、	情報格差の解消に向けた取り組みの1つとして重要な事業である。	
52	事業協力	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	秘書企画課	広報紙発行事業	①昭和39年度 ②不明	「協働のまちづくりコーナー」で市民活動団体の情報を提供している。特集等では市民活動団体の情報を提供したり、関連情報を掲載するようになっている。	市民活動団体等	①00円 ②0円 ③0円	①00円 ②0円 ③0円	市民活動に興味を持ってもらうこと、市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、	市民活動に興味を持ってもらうこと、市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、	市民活動に興味を持ってもらうこと、市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、	市民活動に興味を持ってもらうこと、市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、	
53	事業協力	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働安全課	男女共同参画講座(生涯学習講座)	①②平成12年度	男女共同参画の普及・啓蒙を目的とした生涯学習講座で、市民による企画委員が企画運営をする。	男女共同参画講座企画委員	①生涯学習センター指定管理料から講師謝礼 ②0円 ③0円	①生涯学習センター指定管理料から講師謝礼 ②0円 ③0円	コロナによる影響で、市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、	市民活動に興味を持ってもらうこと、市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、	市民活動に興味を持ってもらうこと、市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、	市民活動に興味を持ってもらうこと、市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、	
54	事業協力	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	学校教育課	被爆体験談等を聞く会	①②平成14年度	被爆体験や戦争体験談を聞き、原爆や戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学習するもの。	愛女会 語り部の会	①35,000円 ②35,000円 ③0円	①60,000円 ②60,000円 ③0円	各小中学校の要望に合わせ、講師との日程調整のうえ、新型コロナウイルス感染症の感染対策を十分に準備し、実施する。	取組にあたり、自身も勉強すること、市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、	市民活動に興味を持ってもらうこと、市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、	市民活動に興味を持ってもらうこと、市民月曜で取材した行事や感想を掲載すること、	

※協働の取組状況シート 新型コロナウイルスの影響により、全部が中止となった事業

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	(1) 事務事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	IV. 協働事業			V. 実績		
								(5-1) 令和2年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	(5-2) 令和元年度決算状況 ①②③	実施日や参加者数など			
1	事業委託	3. 豊かな心を育みながら輝くまち	生涯学習課	市指定文化財保護事業 (岩倉松まつり協賛、 山車巡行・からくり美 演)	①②平成4年度	「岩倉松まつり」の協賛事業として、3両の山車が岩倉街道を巡行するとともに、松浦川の五条川の橋の上でからくりの実演を行い、多くの人々の目と心を楽しませる岩倉の夏の風物詩とする。	岩倉市山車保存会	①0円 ②0円 ③0円	①1,641,000円 ②1,641,000円 ③0円	新型コロナウイルス感染症の影響により、岩倉松まつりが中止になったことに伴い、中止となった。			
2	事業委託	3. 豊かな心を育みながら輝くまち	生涯学習課	岩倉市民文化祭 茶接待	①②昭和52年度	文化祭では、市民からなる岩倉市美術展覧委員会や出品者の協力を得て開催。茶接待は岩倉市文化協会への委託により開催している。	美術展覧審査委員 岩倉市文化協会 市民	①0円 ②0円 ③0円	①4,531,412円 ②367,412円 ③0円	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。			
3	事業委託	3. 豊かな心を育みながら輝くまち	生涯学習課	市民音楽祭委託事業	①②平成9年度	音楽祭は岩倉市文化協会への委託により開催。岩倉市文化協会(岩倉市音楽連盟)及び参加団体により事業運営をしている。	岩倉市文化協会 音楽祭出演団体	①0円 ②0円 ③0円	①260,586円 ②205,586円 ③0円	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。			
4	事業委託	3. 豊かな心を育みながら輝くまち	生涯学習課	人形劇フェスティバル の開催	①②平成7年度	9月に開催される人形劇フェスティバルに関する企画、運営を行う。	岩倉市図書館人形劇上演実行委員会	①0円 ②0円 ③0円	①320,000円 ②320,000円 ③0円	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。			
5	事業委託	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	勤労青少年交流事業	①不明 ②平成19年度	勤労青少年の福祉について広く市民の関心を深め、かつ勤労青少年自らが職業人、社会人としての自覚を高めるとともに、相互の親睦を図ることを目的として、ボウリング大会を実施している。	勤労青少年交流事業実行委員会	①0円 ②0円 ③0円	①303,945円 ②257,445円 ③0円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止			
6	事業委託	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	市民ふれあいまつり事業	①②平成5年度	健康フェア、農業フェア、スポーツフェア、環境フェア、みんなの消費生活フェア、福祉フェスティバル、商工市民まつりをひとつのイベントとして集約し、各市民団体と協働で実施している。	いわくら市民ふれあいまつり実行委員会	①0円 ②0円 ③0円	①7,756,178円 ②7,756,178円 ③0円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止			
7	事業委託	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働安全課	「市民プラザまつり」 業務委託	①②平成26年度	各分野で積極的に活動している市民活動団体が日頃の活動の成果を発表したり、ブース出展をして次山の市民と触れ合うことで、市民活動の魅力を知らせていただき、岩倉市全体の活性化を図る行事の開催。	特定非営利活動法人 ローカルワイドウェブ いわくら	①0円 ②「市民プラザまつり」業務委託料40円 ③0円	①76,110円 ②「市民プラザまつり」業務委託料76,110円 ③0円	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。			
8	事業委託	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	協働安全課	「65歳の集い」業務委託	①平成24年度 ②平成25年度	65歳の市民を対象として、今後の新しい生きがいを見出し、市内の同年代の人と知り合い、地域の繋がりを作っていただくことを目的とした行事の開催。	特定非営利活動法人 ローカルワイドウェブ いわくら	①75,556円 ②「65歳の集い」業務委託料75,556円 ③0円	①142,440円 ②「65歳の集い」業務委託料142,440円 ③0円	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。			
9	事業委託	6. 市民とともに歩むひらかれたまち	学校教育課	中学生海外派遣事業	①②平成9年度	派遣する生徒の面談や事前学習といった出国までの準備、派遣先への帯同、帰国後の報告会等を行っている。	岩倉市国際交流協会	①0円 ②0円 ③0円	①2,961,490円 ②2,961,490円 ③0円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止			
10	事業共催	1. 安心していきいきと暮らせるまち	子育て支援課	中高生世代の居場所づくり事業	①②平成24年度	子ども行動計画に基づき、地域交流センターおよび児童館を中心に中高生世代の居場所づくりを推進する。 【プロジェクト】 行事の企画、進行を岩倉総合高校美術部生徒が行う。制作の楽しさを体感してもらおうと高校生と小学生の交流を図る。 【親子ハッピータイム】 岩倉総合高等学校の子どもの発達と保護の授業を専攻している生徒との連携で実施。今年度から名称を変更した。実践することでの功況の発達をより深く理解することができる。	愛知県立岩倉総合高校	①(児童館総務費・児童館運営事業費) 消耗品費 10,000円 ②0円 ③0円	①(児童館総務費・児童館運営事業費) 消耗品費 10,000円 ②0円 ③0円	【プロジェクト】 中止 【親子ハッピータイム】 中止			

No.	Ⅰ. 協働の形態	Ⅱ. 総合計画の章	Ⅲ. 担当部署	(1) 事務事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和2年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	(5-2) 令和元年度決算状況 ①②③	V. 実績 実施日や参加者数など
11	事業共催	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	協働安全課	自主防災会訓練支援	①②平成25年度	自主防災会の地域合同防災訓練で、地域住民主体の自主的な防災訓練に市職員も参加し、連携して危機管理体制を充実させている。	自主防災会	①訓練用消耗品等 ②0円 ③0円	①訓練用消耗品等 ②0円 ③0円	【地域合同防災訓練】 ・南小学校区5/31(中止) ・五条川小学校区11/15(中止) ・東小学校区11/29(中止) ・北小学校区12/5(中止)
12	事業共催	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	クリーンアップ五条川	①②昭和60年度	岩倉の水辺を守る会が主体となり、五条川の待合橋から井上橋までの両岸と川底を清掃することを通じて、市民に対する意識啓発を図る。	市民、市民団体 行政区、企業	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
13	事業共催	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	緑のカーテン事業	①②平成21年度	夏のエアコン等の使用電力の抑制や環境学習としての効果を図るため、ソル性の植物(ゴーヤ)を、窓を覆うように繁殖させる遮光や断熱の効果を持たせる「緑のカーテン」として、市役所や保育園等、市の公共施設にて実施している。また、緑のカーテンを広く展開していくことを目的に、緑のカーテンコンテスト」を実施(コンテスト参加者を広げることが条件)もしている。7月しており、最優秀賞については、環境フェア会場にて表彰式を実施している。	市民、岩倉市婦人会	①(消耗品費)入費 783,638円 ②0円 ③783,638円	①(消耗品費) 200,366円 ②0円 ③0円	緑のカーテン事業は実施したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、岩倉市婦人会の協力を得なかった。
14	事業共催	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	自然生態園施設管理事業	①②平成8年度	岩倉ナチュラリストクラブに協力をいただき、観察会、どろんこ遊び等のイベントを行い、親子で自然と触れ合う貴重な機会の提供に努めている。	岩倉ナチュラリストクラブ	①(消耗品費) 16,882円 ②0円 ③0円	①(消耗品費) 20,714円 ②0円 ③0円	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止した。下記のとおり予定していたすべての行事を中止した。 【ショウブとヨモギの配布】5/3,4,5 【夜の観察会】7/18 【いちにち昆虫館】8/1 【ヒオトニフ見学会】8/20 【サリガニ釣り大会】8/22 【カエルとふれあおう】9/12 【とんぼ池であそぼう】10/18 【マコモ刈り】12/6 【どんぐり工作体験】12/13
15	事業共催	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	環境フェア	①②平成3年度	市民団体・事業者・市の環境に関する取組の公表の場であり、それにより環境啓発を図り、循環型社会構築を目指す。	市民 環境フェア実行委員会	①0円 ②0円 ③0円	①640,752円 ②0円 ③0円	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
16	事業共催	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	五条川水生生物調査	①不明 ②平成10年代	岩倉ナチュラリストクラブに講師を依頼し、五条川小学校の5年生を対象として水生生物調査を行っている。	五条川小学校・ 岩倉ナチュラリストクラブ	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
17	事業共催	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	稲作り農業体験	①②平成19年度	市内の農家を講師に迎え市民に田植えから稲刈りまでを手作業で体験してもらう。	市内農家 愛知北農業協同組合	①60,400円 ②60,400円 ③0円	①80,000円 ②80,000円 ③0円	新型コロナウイルス感染症の状況により体験事業は中止 令和3年度以降も円滑な事業実施ができるように、講師による圃場の管理のみ行った。
18	事業共催	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	岩倉鮎トラ夜市事業	①②平成22年度	岩倉鮎トラ夜市実行委員会を中心に、8月に鮎トラ夜市を開催している。	岩倉鮎トラ夜市実行委員会 特定非営利活動法人いわくら鮎光祭舞会 岩倉市商工会	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
19	事業共催	5. 地域資源を生かした活力あふれるまち	商工農政課	消費生活フェア関係事務	①②昭和53年度	市内の8つの消費者団体が連携し、安全安心な消費生活と環境にやさしい暮らしづくりの普及をしている。	消費生活モニター 岩倉市婦人会 岩倉団地自治会生活部	①0円 ②0円 ③0円	①315,575円 (ふれあいまつり実行委員会からの委託料) ②315,575円 ③0円	新型コロナウイルス感染症の影響により中止
20	事業協力	1. 安心していきいきと暮らせるまち	福祉課	障害者社会参加周知事務	①②不明	スポーツに親しめる機会を拡大するため、社会福祉協議会が主催するスポーツフーズフェスティバルの協力、PRしている。また、夢コンサートを実行委員会により開催している。	岩倉市社会福祉協議会	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	実施なし
21	事業協力	1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課 *実施主体は生涯学習課	これから始める離乳食教室での歌み聞かせ	①②平成26年度	市が企画する離乳食教室で、ボランティアによる絵本の読み聞かせを支援。図書館員が図書館外利用券を交付。	子育てボランティア	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

No.	I. 協働の形態	II. 総合計画の章	III. 担当部署	IV. 協働事業				V. 実績		
				(1) 事務事業名	(2) 開始年度 ①事業開始 ②協働開始	(3) 概要	(4) 協働の相手	(5-1) 令和2年度決算状況 ①総事業費 ②協働相手への支払額 ③国や県からの補助金	(5-2) 令和元年度決算状況 ①②③	実施日や参加者数など
22	事業協力	1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課 ※実施主体は生涯学習課	4か月児健康診査での子育て者ら親子らミニ講座	①②平成20年度	4か月児健康診査において、子育てネットワークカーが子育てのポイントについてミニ講座を実施し、子育て親育ちを支援。	子育てネットワークカー	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
23	事業協力	1. 安心していきいきと暮らせるまち	健康課	他機関連携による健康教育	①②平成21年度	健康いわくらくら21(第2次)計画を推進し、市民自ら健康づくりに取り組む事を支援するため、地域の関係団体・学校・企業等と連携し、健康教育を実施。「健康伝道師」として新たに周知し、健康教育を実施。	老人クラブ シルバー人材センター 商工会 JA愛知北 総体文 市民団体	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	【岩倉市健康情報ステーション登録】7か所 ※老人クラブ、民生委員児童委員、シルバークラスセンター、商工会、JA愛知北、総合体育文化センター、その他市民団体と協働で事業を開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。
24	事業協力	1. 安心していきいきと暮らせるまち	子育て支援課	ここにこシテイいわくらくら	①②平成21年度	子ども行動計画に基づき、子どもの意見表明の場として、子ども自ら企画運営する「ここにこシテイ」も10周年を迎え、反省点もみえてくる中で、今年度は原点到戻り会場を「くすのきの家」で行うこととした。関係団体や個人ボランティアが子どもたちをサポートする。	母親クラブ 児童館運営委員 個人ボランティア 岩倉ボランティアサークル	①(児童館総務費・児童館運営事業費) 16,754,036円 ②35,066円 ③0円	①(児童館総務費・児童館運営事業費) 16,754,036円 ②160,000円 ③0円	実行委員会 にここにこシテイの開催中止
25	事業協力	2. 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	環境保全課	アダプトプログラム事業	①②平成19年度	身近な公園、道路等の公共施設の美化、清掃について、市民や事業者等が里親となってボランティアで管理するアダプトプログラム(里親制度)を実施し、居住環境及び都市環境美化に対する市民意識の高揚を図る。	登録団体(市民・事業者)	①(消耗品費) 24,541円 ②0円 ③0円	①(消耗品費) 48,772円 ②0円 ③0円	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記のとおり予定していた行事・懇談会を中止した。【アダプトプログラムの日】 中止(5/30予定) 【アダプトプログラム登録団体・人数】 (年度末:52団体・2,288人) 【アダプトプログラム団体懇談会】 中止(4/26予定)
26	事業協力	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	学校教育課	ユニバーサルデザイン推進事業	①②平成16年度	ユニバーサルデザイン講座を実施し、ユニバーサルデザインの考え方について体験を通して理解することにより、思いやりの心の大切さの理解を図る。	いわくら・ユニバーサルデザイン研究会	①0円 ②0円 ③0円	①18,000円 ②18,000円 ③0円	令和2年度は実施なし
27	事業協力	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	ブックスタートの実施	①②平成16年度	乳児と絵本の出会いを支援し、乳児の親に対して良書の紹介等を行う。	岩倉市図書館ブックスタート	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。
28	事業協力	3. 豊かな心を育み人が輝くまち	生涯学習課	ストーリーテリングのおはなし会の実施	①②平成15年度	絵本や紙芝居を使わずにお話を語る「ストーリーテリング」の技法を用いたおはなし会を行う。	ストーリーテリングおはなし会の会	①0円 ②0円 ③0円	①0円 ②0円 ③0円	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。

4 岩倉市自治基本条例審議会に関する資料

(1) 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成24年岩倉市条例第31号）第25条第4項の規定に基づき、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 岩倉市自治基本条例第25条第1項及び第2項に定める検証に関すること。
- (2) 市民自治によるまちづくりに関する基本的事項に関すること。
- (3) 岩倉市市民参加条例（平成28年岩倉市条例第2号）第25条に定める検証に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 企業の代表者
- (3) 市民活動団体の代表者
- (4) 市民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部秘書企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に委嘱されている岩倉市自治基本条例審議会の委員は、この条例による改正後の岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例(以下「新条例」という。)に基づき委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

(2) 岩倉市自治基本条例審議会委員名簿

会長	岩崎 恭典	四日市大学学長
職務代理者	山田 育代	元岩倉市自治基本条例検討委員会委員長
委員	村平 進	元岩倉市自治基本条例検討委員会委員
委員	清水 誠	市内の事業者（石塚硝子株式会社）
委員	小川 隆	市内の事業者（ミヨシ油脂株式会社名古屋工場長）
委員	飯田 賢	区長会長
委員	関戸 康二	市民委員（公募）
委員	岡本 里恵子	市民委員（公募）
委員	水野 孝司	市民委員（公募）
委員	木村 さや香	市民委員（公募）
委員	菅原 實	市民委員（市民委員登録制度）
委員	石黒 里実	市民委員（市民委員登録制度）

（任期）令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

(3) 令和3年度岩倉市自治基本条例審議会開催概要（日程・内容）

回	開催日	内容
第1回	令和3年6月24日（木）	・市民参加条例の規定に基づく事項について
第2回	令和3年7月5日（月）	・市民参加条例の規定に基づく事項について ・自治基本条例の規定に基づく事項について （整理番号（1）-ア～イ）
第3回	令和3年7月12日（月）	・自治基本条例の規定に基づく事項について （整理番号（1）-ウ～カ）
第4回	令和3年8月3日（火）	・自治基本条例の規定に基づく事項について （整理番号（1）-キ～コ） ・審議会報告書について